

# 令和6年度 保育園の ごあんない



この「保育園のごあんない」には、  
入所の申し込みに関する手続きや  
必要な書類、ご注意いただきたい点など、  
重要なことが記載されています。  
入所の申し込みをされる前に必ず  
お読みいただき、内容を十分理解した上で  
お手続きください。

## 令和5・6年度申し込み受付期間

利用希望月	提出期間(申込後の変更も含まれます。)
令和6年1・2月	令和5年10月2日(月)～11月30日(木)
令和6年3月	3月利用は取り扱いません。
令和6年4月	第1回 令和5年10月2日(月)～11月30日(木) 第2回 令和6年2月1日(木)～2月14日(水)
令和6年5月	令和6年3月1日(金)～3月29日(金)
令和6年6月	令和6年4月1日(月)～4月30日(火)
令和6年7月	令和6年5月1日(水)～5月31日(金)
令和6年8月	令和6年6月3日(月)～6月28日(金)
令和6年9月	令和6年7月1日(月)～7月31日(水)
令和6年10月	令和6年8月1日(木)～8月30日(金)
令和6年11月	令和6年9月2日(月)～9月30日(月)
令和6年12月	令和6年10月1日(火)～10月31日(木)
令和7年1・2月	未定 (決定次第、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」および 中央区ホームページでご案内します。)
令和7年3月	3月利用は取り扱いません。

マイナポータル「びったりサービス」によるオンライン申請での申込締切日は、  
各利用希望月の申込締切日の7日前までです。

## 保育園の申し込み・問い合わせ先

中央区 福祉保健部 保育課 保育入園係  
(中央区福祉事務所)

電話 03(3546)5227・5387・9587

午前8時30分～午後5時(土日・祝日・年末年始を除く。)

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号(区役所本庁舎6階)



保育園に  
関する情報に  
ついて

中央区ホームページ



認可保育園についての  
チャットボット



中央区  
LINE公式アカウント



保育園のごあんない  
説明動画



区立保育所・  
認定こども園紹介動画



中央区認可保育施設一覧





# 申し込みまでの流れ

1

保育園のごあんない(本冊子)をよく読みましょう

2

申込書類の提出期間を確認しましょう P12 へ

利用を希望する月ごとに提出期間が異なります。事前に利用を希望する月の提出期間を確認しましょう。

3

希望する保育施設を選びましょう P20 ~ 27へ

施設の中には0歳児保育を行っていない施設がありますのでご注意ください。

**施設見学に行ってみましょう**

- ・事前に各施設にお問い合わせの上、見学することができます。
- ・時期により混雑する場合がありますので、早めの見学をおすすめします。

4

必要書類を準備しましょう P13 ~ 19 へ

ご自身で記入するものと、就労先など第三者に記入してもらうものがあります。本冊子P13~19を読んで、ご自身の必要書類を確認し、早めに準備しましょう(提出期限などに注意してください)。

※ 書類の不足や記載内容の不備があると利用調整の対象にならない場合があります。

5

提出期間内に必要書類を提出しましょう P12 へ

提出場所は中央区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センター、区内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所です。

郵送・マイナポータル「びったりサービス」によるオンライン申請での申し込みも可能です。

◎FAX・メールでの申し込みはできません。

入所(転園)が決まった方はP62へ



## ホームページからダウンロードが可能な書類一覧

(本書に記載している書類のみ抜粋)

認可保育所・認定こども園・  
地域型保育事業の利用申請・  
届出のための書類

- ◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書
  - 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書 (記入例)
- ◆提出書類チェックシート
- ◆保育所転園申込書
- ◆月極延長保育申込書

申請内容に変更があった場合

- ◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
  - 子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届 (記入例)

利用申請を取り下げる場合

- ◆保育所入所 (転園) 申込取下届

保育の必要性を証明する書類

- ◆就労証明書
  - 就労証明書 (記入例)
- ◆就労状況申告書
  - 就労状況申告書 (記入例)

求職活動の場合

- ◆求職活動状況申立書

介護・看護の場合

- ◆介護・看護に関する申立書

学校等に在学・職業訓練の場合

- ◆在学証明書

必要に応じて提出する書類

- ◆兄弟姉妹入所 (転園) 条件確認表
- ◆年間収入申告書
- ◆受託証明書
- ◆健康状態調査書
- ◆中央区への転入誓約書
- ◆直近3カ月の勤務実績
- ◆委任状

在園中に提出する書類

- ◆産前産後休暇・育児休業届
- ◆保育所退所届

証明書発行のための書類

- ◆子どものための教育・保育給付 支給認定証再交付申請書
- ◆保留通知書・徴収証明書等発行依頼書

本文中の「◆」の書類は中央区ホームページからダウンロードできます



ホームページの場所

中央区トップページ

子育て・教育

子育て

保育園・  
幼稚園など

保育園

認可保育所

申請書・届出書の  
ダウンロード



## 1章 これから保育園の申し込みをする方へ

1 保育園はどういうところですか？	8
①保育園にはこんな種類があります	8
②お子さんの年齢・月齢によってクラスが変わります	9
①0歳児クラス	9
②1歳児から5歳児クラス	9
2 保育園を申し込むにはどうすればよいですか？	10
①申し込みから利用開始までの流れ	10
②保育園を申し込むに当たり「教育・保育給付認定」を受ける必要があります	11
①教育・保育給付認定区分	11
②「保育必要量」	11
③「有効期間」と「保育を必要とする事由」	11
③申込書類の提出期間・提出場所について	12
①提出期間(締め切り間際は、受付窓口が大変混み合います)	12
②提出場所(受付時間は午前8時30分～午後5時です)	12
③郵送での提出について	12
④マイナポータル「びったりサービス」によるオンライン申請について	13
④申し込みに必要な書類について	13
①◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書	14
②保育の必要性を証明する書類	14
③◆兄弟姉妹入所(転園)条件確認表	15
④保育料などを算定するための書類	16
⑤ご家族に関する書類(該当する場合のみ)	17
⑥お子さんに関する書類(該当する場合のみ)	17
⑦◆月極延長保育申込書	18
⑧転入の予定を確認できる書類	18
⑨申込児童の生年月日が確認できる書類	18
⑩マイナンバー制度に伴う確認書類	19
⑪◆提出書類チェックシート	19
3 中央区の保育園と保育事業にはどのようなものがありますか？	20
①中央区保育園の一覧です	20
①京橋地域 保育園 一覧	20
②日本橋地域 保育園 一覧	22
③月島地域 保育園 一覧	24
④中央区保育園 一覧	26
②その他の保育事業について	28
①居宅訪問型保育事業(障害児向け) 一覧	28
②居宅訪問型保育事業(待機児童向け) 一覧	28
③期間限定型保育事業 一覧	29
③保育園などで保育を行う日と時間について	30
4 保育園に入れるかどうかはどうやって決まりますか？	31
①利用調整は次の手順で行います	31
②利用調整基準表で、保育の必要性を指数化します	32
③希望園はどのように選んだらいいですか？	34
④育児休業の延長を許容できる人の利用調整について	35
⑤申し込みに関するQ&Aについて	35

## 2章 育児休業中からの申し込みについて

1 現在、育児休業中です。保育園は申し込みますか？	38
2 入所後に復職する際に気をつけることはありますか？	38
3 復職予定の場合と復職済の場合の利用調整指数は、何か違いがありますか？	40
①産後休暇・育児休業から復職予定の方	40
②産後休暇・育児休業から復職済の方(就労中の方)	40

4 育児休業を延長するための証明書がほしい	40
①保育園を待機している方	40
②まだ保育園を申し込んでいない方	40
③転入予定の方	40
5 保育園を待機中ですが、復職しました。手続きは必要ですか？	41
6 保育園へ入所できなかったため育児休業を延長しました。延長後の復職予定月まで復職ができないのですが、申し込みを継続することはできますか？	41

### 3章 転入・転出などを伴う申し込みについて

1 中央区に転入予定です。申し込みはどのようにすればよいですか？	44
①中央区に転入予定で、中央区の保育園に申し込みをする場合	44
①申込先	44
②申込期限	44
③申込書類	44
④転入届出後の手続き	45
②中央区に転入後も引き続き以前にお住まいの自治体の保育園に通う場合	45
2 中央区に在勤・在学しています。申し込みはできますか？	46
①中央区に在勤・在学されている方の受け入れ基準について	46
②中央区に在勤・在学されている方の申込方法について	46
①申込先	46
②申込期限	46
③申込書類	46
3 中央区から転出予定です。申し込みはどのようにすればよいですか？	47
①中央区から転出予定で転出先自治体の保育園に申し込みをする場合	47
①申込先	47
②申込期限	47
③申込書類	47
④転出後の手続き	47
②中央区から転出後も引き続き中央区の保育園に通うことを希望する方	48

### 4章 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのあるお子さんの申し込みについて

1 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのあるお子さんの申し込み	50
2 日常的に医療的ケアが必要なお子さんの申し込み	50

### 5章 待機している方へ

1 待機中に変更事項があったとき	52
①申し込みの有効期限 ～支給認定証の有効期間に注意！～	52
②申し込んだ年度に入れなかったけれど、次の年度も必要なときは・・・	52
③保育が必要なくなったときは・・・	53
④ご家庭やお仕事などの状況が申込時と変わったときは・・・	53
①◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届	54
②保育の必要性を証明する書類	54
③保育料を算定するための書類	55
④ご家族に関する書類	55
⑤お子さんに関する書類	56
⑥支給認定証	56
⑤希望園を追加したいとき、希望順位を変更したいときは・・・	56

2 待機中に妊娠がわかったとき	57
①待機中に妊娠がわかったら、どのような手続きをすればいいですか？	57
①上のお子さんの申し込みを継続する場合	57
②上のお子さんの申し込みを一旦中断する場合	58
③①、②の手続きをしない場合	59
3 居宅訪問型保育事業・期間限定型保育事業について	60

## 6章 保育園に通うこととなった方へ

①利用開始後に提出が必要な書類があります	62
①「復職予定」、「求職活動」で申し込みをした方	62
②「就労」で申し込みをした方	62
③「妊娠・出産」、「疾病・障害」、「学校等に在学・職業訓練」などで申し込みをした方	62
④申込時に認証保育所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設（ベビーシッター・一時預かりを含む）にお子さんを預けていて受託証明書などを提出した方	62
⑤月極延長保育の申し込みをした方	63
②お子さんの送迎について	63
③「慣れ保育」のお願い	63
④別の保育園に移りたいときはどうすればいいですか？	63
⑤仕事で保育園のお迎え時間に間に合わないときは・・・（1歳児クラス以上対象）	64
⑥在園中にご家庭やお仕事の状況が変わったときは・・・	64
⑦「妊娠・出産」認定期間中に入園した場合や、在園中に妊娠がわかった場合は、いつまで在園できますか？	64
①「妊娠・出産」認定期間中に復職する場合	64
②下のお子さんの育児休業を取得しながら、上のお子さんの在園を希望する場合（特例在園）	65
⑧下の子の育児休業中です。上の子の転園を申し込むことはできますか？	66
⑨年に一度、書類の提出が必要です	66
①家庭状況届、保育の必要性を証明する書類	66
②保育料などを算定するための書類	66
⑩保育園を長期間お休みするときは	67
①お子さんがけがや病気のため、通園できないと見込まれるとき	67
②ご家庭の事情（保護者の里帰り出産などの自己都合）でお休みするとき	67
⑪区外へ引っ越すことになりました	68
⑫保育園を退園します	68

## 7章 保育料などについて

①保育料・延長保育料はどのように払えばよいですか？	70
②保育料などの算定方法について	71
①保育料の算定方法	71
②保育料を決定するために	71
③区民税所得割を保護者分で合算して、月額保育料・月極延長保育料一覧表に当てはめます	72
④保育料以外の費用	72
③保育料の無償化について	74
①保育料について	74
②多子世帯の負担軽減について	74
④給食費（副食費）の無償化について	74
⑤ひとり親等世帯の保育料の負担軽減について	75
⑥保育料・月極延長保育料の減額について	75

## 8章 重要事項

1 重要事項	78
①保育園入所申し込みに関する重要事項の確認	78
①申し込み前に	78
②提出書類	78
③書類の記載内容の確認	78

# 目次

④申し込み後の内容変更	78
⑤入所内定・入所決定の取り消し	78
⑥保育園の希望方法	79
⑦育児休業からの復職を理由とする入所申し込み	79
⑧中央区に転入予定の方の入所申し込み	79
⑨疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのあるお子さんの入所申し込み	79
⑩利用調整	80
⑪支給認定証の交付	80
⑫教育・保育給付認定の有効期間	80
⑬◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書の有効期間	81
⑭入所内定の辞退	81
⑮入所前の面接・健康診断	81
⑯保育園への情報提供	81
⑰利用開始後の書類提出	81
⑱その他	81
<b>②保育園転園申し込みに関する重要事項の確認</b>	82
①申し込み前に	82
②転園内定・転園決定の取り消し	82
③転園内定の辞退	82
④◆保育所転園申込書の有効期間	82
⑤利用調整	82
⑥育児休業取得中の方の利用調整	82
⑦疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのあるお子さんの転園申し込み	82
⑧兄弟姉妹で転園申し込みする方	82
⑨転園先で月極延長保育の利用を希望する方	82
<b>③入所後および転園後の手続きなどに関する重要事項の確認</b>	83
①保育園で保育を行う日と時間	83
②お子さんの送迎について	83
③「慣れ保育」について	83
④育児休業中の保育園の利用	83
⑤引き続きの保育園の利用	83
⑥中央区外へ転出した後の保育園の利用	84
⑦保育料の算定について	84
⑧保育料の減額について	84
⑨保育料の徴収について	84
⑩退園について	84

## 9章 その他

1 その他	86
①認証保育所保育料の補助	86
②子ども家庭支援センター「きらら中央」	89
①一時預かり保育	89
②トワイライトステイ	90
③子どもショートステイ	90
④病児・病後児保育	90
⑤育児支援ヘルパー	91
⑥緊急一時保育援助事業	91
⑦ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	92
③中央区ファミリー・サポート・センター	92
①対象年齢	92
②利用料金（活動謝礼金）	92
③援助内容	92
④認可外保育施設などの幼児教育・保育の無償化について	93

## 10章 記入例

1 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書	96
2 子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届	98
3 就労証明書	100

# 1 章



これから保育園の  
申し込みをする方へ





# 1章 これから保育園の申し込みをする方へ

## 1章

これから保育園の申し込みをする方へ

### 1 保育園はどういうところですか？

#### 1 保育園にはこんな種類があります

申込先	対象年齢	保育施設・事業	施設・事業概要
中央区役所など (P12②のとおり)	0～5歳 (東京都認可)	区立・私立認可保育所	国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士数など）を満たし、都道府県知事に認可された施設です。保護者が就労、疾病などの事由により家庭において保育を行うことが困難である場合に、保護者に代わって保育をするところです。
		区立・私立認定こども園（長時間・保育所部分）	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て相談や一時預かりなどを行う施設です。長時間・保育所部分は、認可保育所に準じます。 ◎現在区内にある認定こども園は幼保連携型および保育所型です。
	0～2歳 (地域型保育事業)	小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う事業です。
		居宅訪問型保育事業（障害児向け）	障害などで個別の対応が必要な子どもを対象に、住み慣れた居宅で1対1を基本として保育を行う事業です（待機児童対策事業とは異なります。）。
		居宅訪問型保育事業（待機児童向け）	認可保育所などに申し込み、待機となった子どもを対象に、利用者の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を行う事業です。
		事業所内保育事業	会社の従業員用の保育施設で、定員の一部を地域枠とし、従業員の子どもと一緒に保育を行う事業です。
各保育施設	各施設ごとで設定 (認可外)	家庭的保育事業	家庭的保育者（保育ママ）の居宅において、家庭的な雰囲気の中で、少人数（定員3人）を対象にきめ細かな保育を行う事業です。 ◎現在、中央区では家庭的保育事業者の登録者がいないため、利用できません。
		東京都認証保育所	東京都独自の設置基準（施設の広さ、人員配置など）を満たし、都が独自に認証した認可外保育施設です。 区では、認証保育所を利用する方の負担を軽減するため、一定の基準を満たしている方を対象に、保育料の補助を実施しています。(P86 参照)
		企業主導型保育事業	企業が単独または共同で設置し、働き方に応じた多様で柔軟な保育を提供する事業です。
		認可外保育施設	東京都福祉局のホームページで一覧を掲載しています。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

◎本冊子では、認可保育所・認定こども園（長時間・保育所部分）・地域型保育事業のうち小規模保育事業、事業所内保育事業を総称して、保育園といいます。

◎保育園は保護者の就労や疾病などの理由で、保育を必要とするお子さんを保護者に代わって保育するところです（幼児教育や集団生活を経験させることなどを目的とする場合は、対象になりません。）。



## 2 お子さんの年齢・月齢によってクラスが変わります

### ① 0歳児クラス

0歳児クラスは、利用する月の1日現在の日齢または月齢で、57日以上（出産日の翌日から起算して57日目の日が属する月の翌月1日から[ただし、57日目が月の1日の場合は、その月から]）のクラスと7カ月以上のクラスに分かれます。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

利用希望月	生年月日	
	0歳児クラス（57日以上）	0歳児クラス（7カ月以上）
令和6年 4月	令和5年 9月2日～令和6年 2月4日	令和5年4月2日～9月1日
令和6年 5月	令和5年10月2日～令和6年 3月5日	令和5年4月2日～10月1日
令和6年 6月	令和5年11月2日～令和6年 4月5日	令和5年4月2日～11月1日
令和6年 7月	令和5年12月2日～令和6年 5月5日	令和5年4月2日～12月1日
令和6年 8月	令和6年 1月2日～6月5日	令和5年4月2日～令和6年 1月1日
令和6年 9月	令和6年 2月2日～7月6日	令和5年4月2日～令和6年 2月1日
令和6年10月	令和6年 3月2日～8月5日	令和5年4月2日～令和6年 3月1日
令和6年11月	令和6年 4月2日～9月5日	令和5年4月2日～令和6年 4月1日
令和6年12月	令和6年 5月2日～10月5日	令和5年4月2日～令和6年 5月1日
令和7年 1月	令和6年 6月2日～11月5日	令和5年4月2日～令和6年 6月1日
令和7年 2月	令和6年 7月2日～12月6日	令和5年4月2日～令和6年 7月1日

### ② 1歳児から5歳児クラス

1歳児以上のクラスは、4月1日現在の満年齢でクラスが決まります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

クラス	生年月日
1歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日
2歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日
3歳児	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日
4歳児	平成31年4月2日～令和 2年4月1日
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日





# 1 章

これから保育園の申し込みをする方へ

## 2 保育園を申し込むにはどうすればよいですか？

### 1 申し込みから利用開始までの流れ



※内定しなかった場合でも、申し込みが有効(P52参照)であれば、現年度中は翌月以降もこの日程で利用調整を行います。

例) 6月の申し込み



各月の提出期限は P12 をご覧ください。



**2 保育園を申し込むに当たり「教育・保育給付認定」を受ける必要があります**

- 保育園の申し込みに当たり、お子さんの保育が必要であることの認定（「子どものための教育・保育給付認定（以下「教育・保育給付認定」という。）」）を受ける必要があります。
- 教育・保育給付認定の申請は保育園の申し込みと同時に行うことができます。
- 教育・保育給付認定では、教育・保育給付認定区分、保育必要量、有効期間、保育を必要とする事由が認定されます。

**① 教育・保育給付認定区分**

お子さんの年齢や保育の希望の有無により、1号から3号までの区分で認定します。  
保育を希望される方の認定区分は2号認定または3号認定になります。

1号認定	満3歳以上で、幼児期の教育を希望される方
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育を希望される方
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を希望される方

**② 「保育必要量」**

2号認定・3号認定の保育必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」があります。希望がなければ、「保育標準時間」で認定します。

保育標準時間	両親ともフルタイム勤務等（月120時間以上の就労）を想定した利用可能時間です。（8～11時間の範囲内）
保育短時間	両親のいずれかがパートタイム勤務等（月120時間未満の就労）を想定した利用可能時間です。（9～17時の間で8時間以内）

**③ 「有効期間」と「保育を必要とする事由」**

2号認定・3号認定の有効期間は、3歳の誕生日の前々日、小学校就学前、保育を必要とする事由ごとに設定された下表の期間のうち、一番早く到達する期間で認定します。

保育を必要とする事由	有効期間 始期（利用希望月）	有効期間 終期
就労（復職予定を含む） （月48時間以上）	仕事を開始する月または復職する月	仕事をやめた月または産休・育休を取得する月
妊娠・出産	出産予定月の2カ月前の月	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月
疾病・障害	疾病の診断を受けた月 または障害者手帳の交付を受けた月	疾病が治癒した月
介護・看護	同居の親族を介護・看護し始めた月	介護・看護が不要となった月
災害復旧	被災した月	復旧が完了した月
求職活動	求職活動を開始する月または採用される月	開始月・採用月の翌々月（期間は3カ月間）
学校等に在学・職業訓練 （月48時間以上）	学業・訓練を始める月	卒業した月
育児休業	育児休業の開始月	育児休業の対象児童が1歳になった年度末の月
その他	保育が必要となった月	家庭での保育が可能になった月

- 教育・保育給付認定の有効期間が終了した場合、保育園の申し込みの有効期間も終了になります（妊娠・出産、求職活動は特に注意してください。）。
- 転入予定の場合、転入後に中央区民としての再申請をした翌月から、認定します。
- 保育を必要とする事由が両親で異なる場合は、原則として有効期間の短い方の事由での認定になります。
- 育児休業は在園児の下のお子さんの育児休業を取得する場合です。



# 1章

これから保育園の申し込みをする方へ

## 3 申込書類の提出期間・提出場所について

提出された申込書類は、区で内容を確認させていただきます。後日、必要に応じて状況をお尋ねしたり、追加書類の提出をお願いしたりすることがあります。

### ① 提出期間（締め切り間際は、受付窓口が大変混み合います）

利用希望月	郵送・窓口受付の提出期間 (申し込み後の変更も含まれます)	オンライン申請の提出期間
令和6年1・2月	令和5年10月2日（月）～11月30日（木）	令和5年10月2日（月）～11月23日（木）
令和6年3月	3月利用は取り扱いません。	3月利用は取り扱いません。
令和6年4月	第1回 令和5年10月2日（月）～11月30日（木） 第2回 令和6年2月1日（木）～2月14日（水）	第1回 令和5年10月2日（月）～11月23日（木） 第2回 令和6年2月1日（木）～2月7日（水）
令和6年5月	令和6年3月1日（金）～3月29日（金）	令和6年3月1日（金）～3月22日（金）
令和6年6月	令和6年4月1日（月）～4月30日（火）	令和6年4月1日（月）～4月23日（火）
令和6年7月	令和6年5月1日（水）～5月31日（金）	令和6年5月1日（水）～5月24日（金）
令和6年8月	令和6年6月3日（月）～6月28日（金）	令和6年6月3日（月）～6月21日（金）
令和6年9月	令和6年7月1日（月）～7月31日（水）	令和6年7月1日（月）～7月24日（水）
令和6年10月	令和6年8月1日（木）～8月30日（金）	令和6年8月1日（木）～8月23日（金）
令和6年11月	令和6年9月2日（月）～9月30日（月）	令和6年9月2日（月）～9月23日（月）
令和6年12月	令和6年10月1日（火）～10月31日（木）	令和6年10月1日（火）～10月24日（木）
令和7年1・2月	未定（決定次第、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」および中央区ホームページでご案内します。）	
令和7年3月	3月利用は取り扱いません。	

- ◎ 土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。  
区内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所では土曜日の申し込みも受け付けていますが、事前に各施設にお問い合わせください。
- ◎ 上記の日程から変更になることがあります。その場合、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」や中央区ホームページでお知らせします。
- ◎ 令和7年4月申し込みの提出期間については、令和7年1・2月と同様、決定次第、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」および中央区ホームページでご案内します。

### ② 提出場所（受付時間は午前8時30分～午後5時です）

- 中央区役所6階保育課保育入園係
- 日本橋・月島特別出張所
- 中央区保健所
- 日本橋・月島保健センター
- 区内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所

- ◎ 区内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所に申込書を提出する場合は、P19に記載の「個人番号（マイナンバー）確認」書類と「本人確認」書類の写しを提出する必要があります。
- ◎ 区外にお住まいで区内在勤・在学の方が中央区の保育園を申し込み場合は、提出場所が異なります（P46をご確認ください）。
- ◎ 中央区役所6階保育課保育入園係以外での受付は、申込書類の受領のみとなります。提出に際してご質問などがある場合は、保育入園係までお越しください。

### ③ 郵送での提出について

郵送で提出する場合は「中央区役所保育課保育入園係」宛てに上記各提出期間最終日必着でご提出ください。

- ◎ 郵便事故などによる書類の紛失を防ぐために、特定記録郵便などの利用をお願いします。
- ◎ FAX・メールでの提出は受け付けていませんのでご注意ください。



## ④ マイナポータル「ぴったりサービス」によるオンライン申請について

オンライン申請での申込締切日は各利用希望月の申込締切日の7日前までとなりますのでご注意ください。

## ◎ オンライン申請を行う場合には以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカード
- ・パソコン、ICカードリーダーライターまたはマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン

## ◎ 下記申請はオンライン申請での受付は出来ません。

- ・転園または月極延長保育のみを希望される方
- ・認定こども園（短時間・幼稚園部分）の利用を希望される方
- ・中央区民で区外の保育園への入園を希望される方



「ぴったりサービス」によるオンライン申請

詳細はこちらをご確認ください。

## 4 申し込みに必要な書類について

下表の書類から、自身に必要な書類をご提出ください。

変更がある場合は、その都度必ず変更を届け出てください。(P52参照)

必要書類	必要な方
① ◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書	全員
② 保育の必要性を証明する書類	全員
③ ◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表	兄弟姉妹で入所（転園）を申し込む方
④ 保育料などを算定するための書類	中央区で区市町村民税が課税されていない方
⑤ ご家族に関する書類	ご家族に事情のある方（該当する方のみ）
⑥ お子さんに関する書類	お子さんに事情のある方（該当する方のみ）
⑦ ◆月極延長保育申込書	月極延長保育を希望する方
⑧ 転入の予定を確認できる書類	中央区に転入予定の方
⑨ 申込児童の生年月日が確認できる書類	中央区に転入予定の方
⑩ マイナンバー制度に伴う確認書類	全員
⑪ ◆提出書類チェックシート	全員

## ◎ ①と②の書類の提出がない場合は利用調整の対象になりません。

兄弟姉妹で入所（転園）を申し込む方は③を必ずご提出ください。

また④～⑨については、書類の提出がない場合には利用調整に一切反映されませんのでご注意ください。(※)

※例えば、認可外保育施設に預けている旨について申込書に記載があったとしても「◆受託証明書」の提出がなければ利用調整には反映されません。

## ◎ 中央区に転入予定で申し込む方は⑧および⑨を必ずご提出ください。

「◆」の書類は中央区ホームページからダウンロードできます。



中央区トップページ ▶ 子育て・教育 ▶ 子育て ▶ 保育園・幼稚園など ▶ 保育園 ▶ 認可保育所 ▶ 申請書・届出書のダウンロード



# 1章

これから保育園の申し込みをする方へ

## ① ◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書

申し込みの基本になる書類です。P96 に記入例がありますので、ご確認の上記入してください。

## ② 保育の必要性を証明する書類

保育園の申し込みに当たり、お子さんの保育が必要であることを確認するための書類です。

提出対象者：保護者全員分

有効期間：利用希望月の初日から半年以内に発行された書類

(例) 令和6年4月利用申し込み ➡ 令和5年10月2日以降に発行されたものが有効

保育を必要とする事由	提出書類	書類の説明
就労 月48時間以上 (復職予定を含む)  〔従業員の方〕	【下記以外の方】 ◆就労証明書  【派遣社員の方】 ①◆就労証明書 ②直近の労働者派遣契約書または就業条件明示書の写し（復職予定の場合は、産休前のもの）	●指定の書式で作成するよう就労先に依頼してください（P100 に記入例があります。）。 ●就労先が複数ある場合は一カ所につき一枚ずつすべてご提出ください。  ●①、②のいずれも提出が必要です。 ●派遣元の会社に就労内容の証明を依頼してください。 ●派遣先がわかる証明として契約書または明示書の写しを添付してください。
就労 月48時間以上 (復職予定を含む)  〔 ・自営業主 （個人事業主） ・経営者 ・会社役員 ・家族従業者 〕	①◆就労証明書 ②事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	●①、②のいずれも提出が必要です。 ●①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入してください。「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」の提出がない場合は、 <u>利用調整指数が減算</u> されます。 ●②は右表をご参照ください。（※）
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	●表紙と分娩予定日の記載があるページの写しをご提出ください。
疾病・障害	①診断書の写し ②障害者手帳の写し（両面）	●①は必ずご提出ください。病名、症状、回復見込み、日中にお子さんの保育が必要である旨が記載されている必要があります。 ●②はお持ちの方のみご提出ください。
介護・看護	①◆介護・看護に関する申立書 ②介護・看護が必要な状況が分かる書類（診断書の写し、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し（両面）など）	●①、②のいずれも提出が必要です。 ●①は指定の書式に記入してください。
災害復旧	り災証明書	区にお問い合わせください。
求職活動	①◆求職活動状況申立書 ②ハローワーク受付票の写し ③離職票の写し	●①は必ずご提出ください。 ●②はお持ちの方のみご提出ください。 ●③は生計の中心者が失業中のときにご提出ください。 ※入所が内定後、求職活動する方は①のみご提出ください。
学校等に在学・ 職業訓練 月48時間以上	①◆在学証明書 ②学生証の写し	●①、②のいずれも提出が必要です。 ●①は指定の書式で作成するよう在学先に依頼してください。 ●在学先は学校教育法規定の施設に限ります。



## ※個人事業主などの方が「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」

下表のAグループ（事業の概要を確認できる書類）とBグループ（継続的に働いていることが確認できる書類）の中から、それぞれ提出可能なものを1種類ずつお選びいただき、写しをご提出ください。

事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	
Aグループ	Bグループ
事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが確認できる書類 [ 直近3カ月分をご提出ください。 [ 復職予定の方は産前産後休暇前の3カ月分です。 ]
<ul style="list-style-type: none"> <li>●登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</li> <li>●営業許可証などの事業の許可証</li> <li>●税務署へ提出した開業届出書</li> </ul> ※電子申請の場合は、届出書と併せて受信通知など税務署が受領したことを確認できる書類の提出が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の名称・所在地・内容などが分かるパンフレットやホームページ など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出勤簿、通勤記録、就労状況申告書 など</li> <li>●給与（報酬）明細書、賃金台帳、振込口座の通帳またはネットバンキング（名義と振込のページ） など</li> </ul> <自身が個人事業主・経営者の方は以下でも可> <ul style="list-style-type: none"> <li>●営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書 など</li> </ul> ※契約先、取引先の機密情報はマスキング（黒で塗りつぶすこと）可

## ▶父または母が会社命令による単身赴任となっている方

## 提出書類 ①◆就労証明書

単身赴任「有」の記載があり、主な就労先住所が遠隔地であるもの

単身赴任となった保護者が育児休業中の場合は、利用調整基準表の優先順位3は適用されません。

## ②遠隔地に住んでいることを証明する書類(※)

居住している物件の賃貸借契約書または直近の公共料金支払領収証など(日付・住所が記載されているもの)

※申込締切日の時点で②の書類の提出がない場合は、利用調整基準表の優先順位3は適用されません。

## ③◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表

兄弟姉妹で入所（転園）の申し込みをする場合「◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」が必要となります。

兄弟姉妹で内定する際の園の組み合わせは、本確認表を基に決定しますので、必ず記載の各申込条件をご確認の上、希望する条件を選択してご提出ください。





# 1章

これから保育園の申し込みをする方へ

## ④保育料などを算定するための書類

保育料などの算定および「利用調整基準表（P32～33参照）優先順位12番」の適用のため、保護者全員分の区市町村民税を証明する書類の提出が必要となります。以下の表を確認して、該当する方は書類をご提出ください。  
**中央区民であっても、申し込み時に育児休業取得などで区市町村民税を申告しておらず、配偶者の扶養にも入っていない場合は、申告を行った上で「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」**にその旨を記載してご提出ください。

令和6年4月～8月利用希望 (9月以降も利用を希望する方は右欄も併せて確認してください)	令和6年9月～令和7年2月利用希望
(ア) 令和5年1月2日以降に中央区に転入(海外からの転入は除く)  利用希望月の提出期限までに、令和5年度の区市町村民税課税自治体(令和5年1月1日現在の住所地)に区市町村民税の申告を行い、令和5年度課税(非課税)証明書をご提出ください。	(イ) 令和6年1月2日以降に中央区に転入(海外からの転入は除く)  利用希望月の提出期限までに、令和6年度の区市町村民税課税自治体(令和6年1月1日現在の住所地)に区市町村民税の申告を行い、令和6年度課税(非課税)証明書をご提出ください。
<b>海外からの転入(海外在住中含む)などにより日本で課税されていない方</b>	
令和5年1月～12月の「◆年間収入申告書」 ◎会社発行の給与支給証明書などを添付してください。	令和6年1月～12月の「◆年間収入申告書」 ◎会社発行の給与支給証明書などを添付してください。
◎収入がない場合は「◆年間収入申告書」に「収入0円」と記入しご提出ください。	
<b>生活保護を受けている方</b>	
生活保護受給証明書	
<b>上記に該当しない方(単身赴任などで現在も中央区に住居登録がない方)</b>	
(ア)と(イ)と同様の手続きをしてください	

- ◎ 上記の手続きについては、祖父母などの18歳以上の方が同住所にいて、かつその方が「家計の主宰者」と判断される場合、保護者の方と同様に課税を算定するための手続きが必要になります。
- ◎ 申込書提出後に区市町村民税を申告した場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」にその旨を記載してご提出ください。
- ◎ 転入予定の方は「住民税課税(非課税)証明書」をご提出ください。提出がない場合、利用調整基準表の優先順位12番は適用されません。

**手続きがない場合、保育料および月極延長保育料は最高額で決定します。**  
最高額となった月の属する年度が過ぎると、以降は変更することができません。



## ⑤ ご家族に関する書類（該当する場合のみ）

ご家庭の状況に合わせて下表の書類の写しをご提出ください。

利用調整において加算や優先の対象となる場合であっても、書類の提出がなければ対象になりません。

ひとり親家庭 (いずれかひとつ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 戸籍全部事項証明書（受理証明書）</li> <li>● 児童扶養手当証書</li> <li>● 事件係属証明書（調停期日通知書） (調停期日通知書は調停が係属中と判断できる書類に限ります。)</li> </ul>
保護者やお子さん(兄弟・姉妹含む)が障害者手帳・証書などを所持している家庭（両面）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳</li> <li>● 愛の手帳</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>● 特別児童扶養手当証書</li> <li>● 障害基礎年金証書</li> </ul>

## ⑥ お子さんに関する書類（該当する場合のみ）

お子さんの状況に合わせて、下表の書類をご提出ください。

認証保育所・企業主導型保育事業所・認可外保育施設・一時預かり・ベビーシッターにお子さんを預けているとき	<p>◆ 受託証明書</p> <p>◎ 一時預かり・ベビーシッターを利用しているときは、<u>申込締め切り日まで預けている実績が分かる書類を添付してください。</u></p> <p>申込時に予約表を提出している場合は、実績が分かる書類を後日速やかにご提出ください。</p> <p>◎ ベビーシッターは、全国保育サービス協会に登録があるなど、事業として行っている方に限ります。</p>
お子さんの健康・発達で気になることがあるとき（P50 参照）	◆ 健康状態調査書



# 1章

これから保育園の申し込みをする方へ

## ⑦◆月極延長保育申込書

延長保育が継続的に必要な方(目安としては週3日以上)の申込書です。延長保育時間についてはP30をご覧ください。

### 申し込みできる方

- ・区内在住で1歳児クラス以上のお子さんの保護者
  - ・保育必要量が「保育標準時間」と認定されている方
  - ・保護者が就労(就労内定も含む)または、学校等に在学もしくは職業訓練をしていて、週3日以上お迎え時間に間に合わない方
  - ・保育料を滞納していない方
- ◎1歳児クラス以上のお子さんであっても、同じ園に0歳児クラスの弟妹がいる場合は、利用することができません。
- ◎産前産後休暇・育児休業を取得している期間は、利用することができません。

### 提出期間・提出場所

提出期間・提出場所は保育園の利用を希望する場合と同じです。詳細についてはP12をご覧ください。

保育園を既に利用中の方は在園している保育園にご提出ください。ただし転園の申し込みをする方で、転園先での月極延長保育を同時に申し込む方については、P12の提出場所で構いません。

### 申し込みに必要な書類

- ◆月極延長保育申込書
- ◆就労証明書など(ひとり親家庭の方はP17の⑤ご家族に関する書類をご提出ください)
- ◆直近3カ月の勤務実績
  - ※会社を退職した時間がわかるものをご提出ください。ただし、就労証明書の就労時間帯が午後6時30分以降の場合は、提出不要です。
- ◆兄弟姉妹入所(転園)条件確認表(兄弟姉妹で延長保育を希望する場合のみ)

### ▶スポット延長保育の申し込みについて

月10回程の利用であれば、こちらを利用してください。

利用する際は、直接園に申し込むことになりますので、詳細は在園施設に直接お問い合わせください。

なお申し込みできる方は、次のとおりです。

- ・区内在住で1歳児クラス以上のお子さんの保護者
- ・保育料を滞納していない方

## ⑧転入の予定を確認できる書類

利用希望月の前月末までに転入することがわかる下表の書類をご提出ください。

- ①◆中央区への転入誓約書
- ②不動産の売買(賃貸借)契約書の写し

- ①および②をご提出ください。
- ②の提出ができない場合は、①の下部証明欄に証明を受けたものをご提出ください。

◎①の書類は、転入予定日、転入先住所、転入者全員分の氏名が明記されていることが必要です。

◎利用希望月の申込期限までに、上記書類の提出がない場合(不備がある場合を含む。)は、申し込みを受け付けすることはできませんのでご注意ください。

## ⑨申込児童の生年月日が確認できる書類

下表の①、②のいずれかをご提出ください。

- ①母子健康手帳の写し
- ②P19記載の「本人確認」書類の写し

- ①は表紙と出生届出済の証明があるページの写しをご提出ください。
- ②は申込児童の氏名および生年月日が確認できる部分の写しをご提出ください。





## ⑩ マイナンバー制度に伴う確認書類

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）の施行に伴い、保育園の利用を希望する方は、申し込み手続きに必要な書類の一つである「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。

「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」を提出する際は、マイナンバーを記載していただくとともに、番号法に基づく「個人番号（マイナンバー）確認」と「本人確認」が必要となります。

中央区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センターに申し込みされる方は、以下の書類を窓口で提示してください。

申込書類を保育園に提出する場合、郵送で提出する場合、または中央区に在勤・在学されており他自治体に提出する場合は、申込書類と一緒に以下の書類の写しを封筒などに入れ、封をしてご提出ください。

ただし、マイナポータル「ぴったりサービス」による提出の場合は不要です。

## 保護者（父母）本人が申し込みする場合（代表して申し込みされる方の分のみ必要です。）

「個人番号（マイナンバー）確認」書類	個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
「本人確認」書類	<p>【顔写真付証明書】（以下のうち1種類必要です。） 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 など</p> <p>【顔写真なし証明書】（以下のうち2種類必要です。） 健康保険被保険者証（※）、後期高齢者医療被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 など</p> <p>※郵送などで写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等をマスキング（黒で塗りつぶすこと）した上でご提出ください。</p>

## 保護者（父母）以外の方が申し込みする場合

- ◆代理権の確認書類（委任状）
- 申込者（保護者のうちいずれか）の番号確認書類  
上記表「個人番号（マイナンバー）確認」書類のうち、いずれか1種類の写し
- 代理人の本人確認書類  
上記表「本人確認」書類を参照

## ⑪ ◆ 提出書類チェックシート

- 本シートは、提出書類に不備が生じないよう確認するシートです。
- 調整指数に関する書類などが不足している場合、利用調整基準表の調整指数は適用されません。そのため必ず本シートにて必要書類を確認し、申込書などの書類と併せて本シートをご提出ください。



# 1章

これから保育園の申し込みをする方へ

## 3 中央区の保育園と保育事業にはどのようなものがありますか？

### 1 中央区保育園の一覧です

#### ①京橋地域 保育園一覧

令和6年4月1日現在

保育園名	所在地	電話	定員	0歳児		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
				57日	7カ月						
区立認可保育所	① 桜川保育園	入船1-1-13	(3553)0020	139	7	4	20	21	29	29	29
	② 明石町保育園	明石町12-1	(3542)0020	128	-	11	19	23	25	25	25
	③ 築地保育園	築地4-15-1	(3543)3156	123	-	11	20	23	23	23	23
	④ 八丁堀保育園	八丁堀4-5-10	(3537)6551	79	4	2	9	16	16	16	16
私立認可保育所	⑤ まなびの森保育園銀座	銀座1-12-6	(6264)4645	93	4	2	15	15	19	19	19
	⑥ プライム保育園東京入船	入船3-5-10 藤和入船ビル2F	(5540)0190	40	-	-	8	8	8	8	8
	⑦ TKチルドレンズ ファーム湊校	湊1-2-9 TKオフィスビルディング 1~4F・B1F	(6222)9440	65	-	6	11	12	12	12	12
	⑧ ぼけっとランド明石町 保育園	明石町7-15 ばばす明石町ビル2・3F	(5148)1102	91	-	-	16	18	19	19	19
	⑨ さくらさくみらい 新富町	築地3-1-12 フィルパーク TOKYO GINZA Shintomi.Lab 1~3F	(6260)4838	28	-	-	10	10	4	2	2
	⑩ さくらさくみらい 築地	築地3-10-7	(6264)1439	48	-	-	6	9	11	11	11
	⑪ 太陽の子新川保育園	新川1-24-1 ユニオ新川永代通りビル2F	(6222)6611	95	-	-	19	19	19	19	19
	⑫ アイグラン保育園新川	新川1-26-9 新川イワデビル1・2F	(5542)0848	80	6		14	15	15	15	15
	⑬ ミアヘルサ保育園 ひびき八丁堀	新川2-30-3 NMビル1~4F	(6262)8715	80	3	3	14	15	15	15	15
認可保育所 小計			1,089	63		181	204	215	213	213	
区立認定 こども園	⑭ 京橋こども園	京橋2-17-7	(3564)5531	60	-	6	10	11	11	11	11
私立認定 こども園	⑮ 昭和こども園	八重洲2-1-4 八重洲セントラルスクエア 1~3F・B1・B2F	(5542)1731	58	-	-	12	12	14	14	6
認定こども園 小計			118	-	6	22	23	25	25	17	
地域型 保育事業	⑯ キャリー保育園八丁堀 (小規模保育事業)	湊1-2-2 大倉ビル1F	(6228)3426	18	3	7	8	3歳児以降は桜川保育園に進級します			
	⑰ Kuukids (事業所内保育事業)	銀座1-19-7 JRE銀座一丁目イーストビル1F	(5524)2867	12	-	4	4	4	3歳児以降はまなびの森保育園銀座に進級します		
地域型保育事業 小計			30	7	11	12	-	-	-	-	
合計			1,237	76	214	239	240	238	230		

◎八丁堀保育園、京橋こども園は、指定管理者制度を活用した公設民営園です。運営事業者および指定期間などは、中央区ホームページをご確認ください。  
◎Kuukidsの問い合わせは、施設長宛てに午前10時～午後5時の間に連絡してください。  
◎さくらさくみらい 新富町、昭和こども園は、進級に必要な定員枠を確保するため、順次定員を拡大する予定です。  
◎昭和こども園に隣接する城東小学校の通学区域外にお住まいの方は、昭和こども園の卒園を理由に城東小学校へ入学することはできません。区立小学校の就学に関することは学務課学係（3546）5514へお問い合わせください。



# 1章 これから保育園の申し込みをする方へ

認可保育所



認定こども園



小規模  
保育事業



事業所内  
保育事業



## 1章

これから保育園の申し込みをする方へ



◎子ども家庭支援センターは、令和6年7月1日から中央区保健所4階に移転する予定です。

詳細は P89 をご確認ください。



# 1章

これから保育園の申し込みをする方へ

## ②日本橋地域 保育園一覧

令和6年4月1日現在

	保育園名	所在地	電話	定員	0歳児		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
					57日	7カ月					
区立認可保育所	18 十思保育園	日本橋小伝馬町5-1 十思スクエア3F	(5651)3915	94	-	12	13	15	18	18	18
	19 堀留町保育園	日本橋堀留町1-1-1 日本橋保健センター2F	(5641)0125	81	-	9	12	12	16	16	16
	20 人形町保育園	日本橋人形町2-14-5	(3669)3450	105	-	12	15	18	20	20	20
	21 日本橋保育園	日本橋蛸殻町1-1-2	(3666)9584	91	-	7	12	18	18	18	18
	22 浜町保育園	日本橋浜町3-37-1	(3668)2353	125	7	5	18	23	24	24	24
私立認可保育所	23 にじいろ保育園小伝馬町	日本橋小伝馬町13-7 銀泉日本橋小伝馬町ビル1~4F	(3527)2484	72	2	3	10	12	15	15	15
	24 ほっぺるランド日本橋堀留町	日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル1F	(6661)7579	70	-	9	11	12	12	13	13
	25 さくらさくみらい 人形町	日本橋富沢町2-6	(6231)0597	74	3	3	12	14	14	14	14
	26 まちのてらこや保育園	日本橋富沢町4-1 ミスホテル1・2F	(6661)2216	30	-	-	6	6	6	6	6
	27 アイグラン保育園日本橋	日本橋富沢町9-10 稲村ビル1F	(6264)9465	60	9	-	10	10	10	10	11
	28 かふう保育園日本橋	日本橋富沢町10-18 日本橋富沢町スクエア2F	(6661)7087	70	-	6	12	13	13	13	13
	29 モニカ人形町園	日本橋人形町3-7-5 IKTビル1~4F	(6264)9244	60	-	-	12	12	12	12	12
	30 グローバルキッズ かきがら園	日本橋蛸殻町1-16-11 EDGE日本橋蛸殻町1・2F	(3666)5411	45	-	-	9	9	9	9	9
	31 アイグラン保育園水天宮	日本橋蛸殻町1-29-9 ネオテック水天宮ビル1・2F	(6264)9202	90	9	-	15	16	16	17	17
	32 キッズラボ水天宮前園	日本橋蛸殻町1-35-5 セイラン水天宮前1・2F・B1F	(5643)8484	48	-	-	-	12	12	12	12
	33 キッズラボ水天宮前園分園	日本橋蛸殻町1-25-7 澤田ビル1F		8	-	-	8	-	-	-	-
	34 THREE STAR NURSERY 蛸殻町園	日本橋蛸殻町2-15-5 水天宮CPビル1~4F	(6661)7945	110	6	6	22	22	22	17	15
	35 コピーブリスクール ほごさき	日本橋箱崎町17-9 箱崎升喜ビル1・2F	(6661)7046	70	6	-	11	12	13	14	14
	36 テンダーラピング 保育園東日本橋	東日本橋1-4-6 東日本橋一丁目ビル1・2F	(5825)4324	70	-	-	13	13	14	15	15
	37 ミアヘルサ保育園 ひびき東日本橋	東日本橋1-5-13 セイワ東日本橋ビル1~4F	(5829)8581	90	-	-	18	18	18	18	18
	38 ほっぺるランド東日本橋	東日本橋3-3-3 Anelaビル1~3F	(5962)3841	72	-	6	12	13	13	14	14
	39 さくらさくみらい 東日本橋	東日本橋3-6-15	(6661)9939	58	2	3	10	10	11	11	11
	40 ナーサリールーム ベリーベアー日本橋	日本橋久松町9-4	(5847)4067	70	-	-	12	13	15	15	15
	41 AIAI NURSERY 日本橋浜町	日本橋浜町1-9-12 日本橋プラザビル2F	(5829)5815	50	-	4	8	8	10	10	10
	42 キッズハウス浜町公園	日本橋浜町2-44-4 第17村上ビル1・2F	(6264)9870	30	-	-	-	-	10	10	10
	43 キッズハウス浜町公園 分園	日本橋浜町2-29-6 河合ビル1F・B1F	(6264)9177	18	-	3	7	8	-	-	-
	44 グローバルキッズ浜町園	日本橋浜町3-40-3 パークホームズ日本橋浜町ザレジデンス1・2F	(6661)7287	40	-	-	5	10	10	10	5
	45 EDO 日本橋保育園	日本橋3-15-10	(6262)5971	60	-	5	11	11	11	11	11
	46 ほっぺるランド茅場町	日本橋茅場町2-16-6	(6810)7630	60	-	-	10	15	15	10	10
	<b>認可保育所 小計</b>				1,921	137	314	355	377	372	366
	こども園 私立認定	47 阪本こども園	日本橋兜町15-18	(6661)1176	72	-	-	12	15	15	15
<b>認定こども園 小計</b>				72	-	-	12	15	15	15	15
<b>合計</b>				1,993	137	326	370	392	387	381	

◎十思保育園、堀留町保育園は、指定管理者制度を活用した公設民営園です。運営事業者および指定期間などは、中央区ホームページをご確認ください。  
 ◎グローバルキッズ浜町園、ほっぺるランド茅場町は、進級に必要な定員枠を確保するため、順次定員を拡大する予定です。  
 ◎阪本こども園は幼稚園と保育所が一体となった運営を行う私立の幼保連携型認定こども園となりますので、保育料以外のその他費用を施設に確認し、ご理解の上お申し込みください。  
 ◎モニカ人形町園は、令和6年6月に日本橋人形町3-4-8 1~4Fへ移転する予定です。



# 1章 これから保育園の申し込みをする方へ

認可保育所



認定こども園



## 1章

これから保育園の申し込みをする方へ







1章

これから保育園の申し込みをする方へ

③月島地域 保育園一覧

令和6年4月1日現在

認可保育所	保育園名	所在地	電話	定員	0歳児		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
					57日	7カ月					
区立認可保育所	48 つくだ保育園	佃2-2-2	(3531)3595	131	-	13	19	24	25	25	25
	49 月島保育園	月島2-10-3	(3531)6933	128	7	5	18	23	25	25	25
	50 かちどき西保育園	勝どき1-8-1 勝どきビュウタワー3F	(3534)7681	120	7	5	16	20	24	24	24
	51 勝どき保育園	勝どき1-4-1	(3531)5901	143	-	13	20	23	29	29	29
	52 晴海保育園	晴海1-5-15	(3533)1463	107	-	11	16	20	20	20	20
私立認可保育所	53 さくらさくみらい 佃	佃1-4-8	(5547)4139	49	-	-	8	8	10	10	13
	54 さくらさくみらい つくだ大通り	佃1-10-7 コンフォール月島 1~3F	(5859)5139	50	-	-	14	14	10	6	6
	55 ほっぺるランド佃	佃1-11-8 ピアウエストスクエア ノースウ イング2F・サウスウイング2F	(3532)5230	92	-	6	12	17	19	19	19
	56 保育所まあむ 月島駅前園	佃2-10-9 ライオンズタワー月島1F	(3520)8600	39	-	-	-	-	13	13	13
	57 保育所まあむ 月島駅前園分園	月島1-3-14 ドゥーエ月島1F	(5166)7541	30	5	-	12	13	-	-	-
	58 みちてる保育園	佃2-22-2	(3531)8809	64	-	7	9	12	12	12	12
	59 ほっぺるランド相生橋つくだ	佃3-2-11 エムエー月島 1~3F	(3520)9301	40	-	-	12	13	5	5	5
	60 ほっぺるランド佃大橋	月島1-1-13 プライマル月島1・2F	(5859)0571	50	-	-	10	10	10	10	10
	61 太陽の子月島保育園	月島1-5-2 キャピタルゲートプレイス2F	(5547)8343	95	-	9	16	16	18	18	18
	62 アンジェリカ月島保育園	月島2-13-5 オルフェ月島ビル 1~3F	(6204)9344	100	-	-	20	20	20	20	20
	63 クオリスキップ月島保育園	月島3-16-1 アヴェルナー月島1~3F	(6910)1417	60	-	-	16	17	14	8	5
	64 月島雲母保育園	月島3-26-11 レジデンスシャルマン月島1F	(6864)9810	60	-	5	11	11	11	11	11
	65 さくらさくみらい 東仲通り	月島4-3-14	(5534)9439	50	-	-	7	7	12	12	12
	66 さくらさくみらい 月の岬	月島4-4-11	(3520)9833	57	-	-	8	10	13	13	13
	67 月島聖ルカ保育園	月島4-5-8	(3533)6231	99	9	-	18	18	18	18	18
	68 勝どきちとせ保育園	勝どき2-16-3	(3536)1233	80	-	6	12	12	16	17	17
	69 まなびの森保育園勝どき	勝どき3-3-7 KNリバーシティ2F	(6220)8786	70	6	-	12	12	13	13	14
	70 ほっぺるランド勝どき	勝どき3-4-4	(5859)0450	130	-	15	20	23	24	24	24
	71 ほっぺるランド清澄通り 勝どき	勝どき3-7-2	(6910)1640	80	-	-	16	18	20	13	13
	72 さくらさくみらい パークタワー勝どき	勝どき4 (住居番号未定) 2F	(6457)9539 (開設準備室)	30	-	-	10	7	7	3	3
	73 さくらさくみらい 勝どき	勝どき4-8-4	(6910)1039	40	-	-	12	12	12	2	2
	74 アスク勝どき保育園	勝どき4-8-14	(3536)7402	74	9	-	13	13	13	13	13
	75 ベネッセ勝どき保育園	勝どき5-1-17 勝どきザ・リバーフロント2F	(3534)7661	45	-	-	9	9	9	9	9
	76 ほっぺるランド新島橋 かちどき	勝どき5-2-15 EDGE勝どき1・2F	(6228)2250	114	3	6	18	18	23	23	23
	77 勝どきえほん保育園	勝どき6-1-9	(6204)2401	90	-	-	15	18	19	19	19
	78 ニチキッズさわやか 勝どき6丁目保育園	勝どき6-3-1 ザ・トーキョータワーズシアター3F	(3531)8854	45	9	-	18	18	-	-	-
	79 ニチキッズさわやか 勝どき6丁目保育園分園	勝どき4-13-8	(6219)6461	60	-	-	-	-	20	20	20
	80 太陽の子晴海トリトン保育園	晴海1-8-2 晴海トリトンスクエア展示棟3F	(6228)2085	49	-	-	9	10	10	10	10
	81 ボピンスナーサリー スクール晴海	晴海2-1-40 晴海フロント2F	(5547)8487	72	-	-	-	18	18	18	18
	82 ボピンスナーサリー スクール晴海分園	晴海2-3-2 ザ・パークハウス晴海タワーズ ティアロレジデンス1F	(6204)2384	24	6	-	18	-	-	-	-
	83 さくらさくみらい 晴海	晴海2-5-24 晴海センタービル1F	(3520)9811	26	3	3	10	10	右記の保育園に 進級予定		
	84 小学館アカデミー 晴海保育園	晴海3-6-8 スカイリンクタワー2F	(5547)5717	33	3	6	12	12	-	-	-
	85 小学館アカデミー 晴海保育園分園	晴海2-2-42 パークタワー晴海1F	(5547)0127	45	-	-	-	-	15	15	15
86 アスク晴海3丁目保育園	晴海3-10-1 Daiwa晴海ビル1F	(5547)8019	45	5	-	8	8	8	8	8	
87 ボピンスナーサリースクール らテラス HARUMI FLAG	晴海5 (住居番号未定) 3F	(3447)2102 (開設準備室)	100	9	-	27	27	17	10	10	
88 ボピンスナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE(本園)	晴海5 (住居番号未定) 1F	(3447)2102 (開設準備室)	114	12	-	36	36	20	10	-	
89 ボピンスナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE(分園)	晴海5 (住居番号未定) 1F	(3447)2102 (開設準備室)	10	-	-	-	-	-	-	10	
認可保育所 小計				2,940	203	537	577	572	525	526	



# 1章 これから保育園の申し込みをする方へ

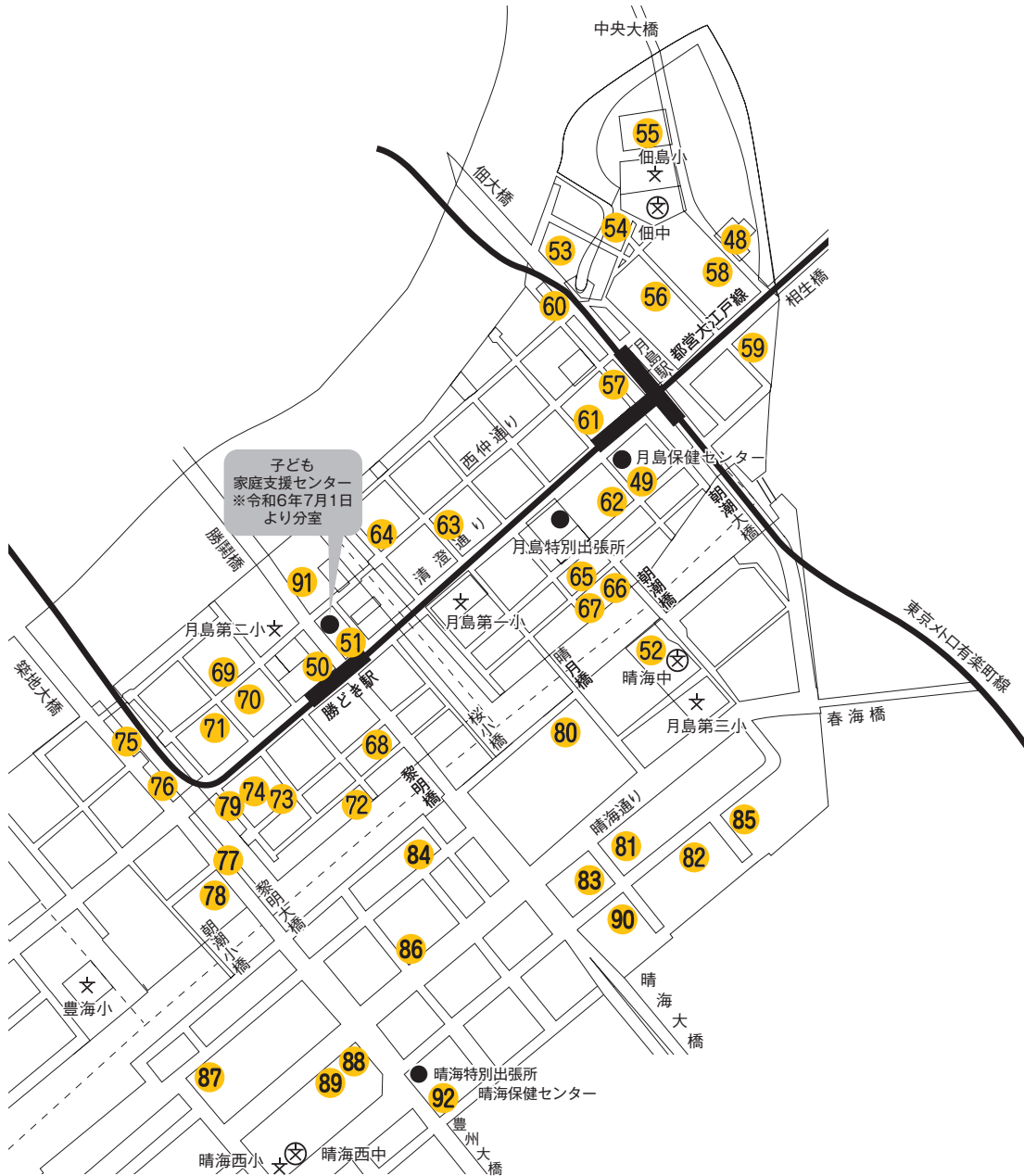
認可保育所



認定こども園



園種	園名	所在地	電話	定員	0歳児		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
					57日	7カ月	歳児	歳児	歳児	歳児	歳児
認可保育所	90 晴海こども園	晴海2-4-31	(3534)3551	120	-	12	15	18	25	25	25
認定こども園	91 小学館アカデミー 勝どきこども園	勝どき1-3-1 プリリアイスタワー勝どき2F	(5547)8550	105	-	15	18	18	18	18	18
	92 渋谷教育学園 晴海西こども園	晴海4-8-1	(6204)2620 (開設準備室) ※9月20日から	100	-	-	20	20	20	20	20
認定こども園 小計				325		27	53	56	63	63	63
合計				3,265		230	590	633	635	588	589



- ◎さくらさくみらい 晴海の2歳児クラス在籍児は、3歳児クラス以降は希望により晴海こども園または勝どき保育園に進級します。ただし、各園5人の定員のため、希望者数が定員を超えた場合は、抽選により進級先を決定する予定です。なお令和6年10月以降に2歳児クラスに入園(転園)した場合は、次年度の進級先を選ぶことはできません。抽選後に辞退者が出ても繰り上げ当選することはありません。
- ◎晴海こども園は、指定管理者制度を活用した公設民営園です。運営事業者および指定期間などは、中央区ホームページをご確認ください。
- ◎さくらさくみらい 佃、さくらさくみらい つくだ大通り、ほっぺるランド相生橋つくだ、ほっぺるランド佃大橋、クオリスキップ月島保育園、さくらさくみらい 東仲通り、ほっぺるランド清澄通り勝どき、さくらさくみらい 勝どきは、進級に必要な定員枠を確保するため、順次定員を拡大する予定です。
- ◎ポピンズナーサリースクール晴海分園における延長保育は、利用児が少ない場合、本園に移動して合同で延長保育を行うことがあります。
- ◎さくらみらい パークタワー勝どき、ポピンズナーサリースクールららテラス HARUMI FLAG、ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE(本園・分園)の開設時期、定員については変更となる場合があります。
- ◎ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE 分園における延長保育は利用児が少ない場合、本園に移動して合同で延長保育を行うことがあります。
- ◎渋谷教育学園晴海西こども園は、幼稚園と保育所が一体となった運営を行う私立の幼保連携型認定こども園となりますので、保育料以外のその他費用を施設に確認し、ご理解の上お申し込みください。また、進級枠確保や周辺の人口状況などに応じて、毎年定員を変更する予定です。なお、晴海西小学校通学区外にお住まいの方は、渋谷教育学園晴海西こども園の卒園を理由に晴海西小学校へ入学することはできません。区立小学校の就学に関することは学務課学事係(3546)5514へお問い合わせください。

1章  
これから保育園の申し込みをする方へ



# 1章

これから保育園の申し込みをする方へ

## ④中央区保育園 一覧

地域	園名
京橋	① 桜川保育園
	② 明石町保育園
	③ 築地保育園
	④ 八丁堀保育園
	⑤ まなびの森保育園銀座
	⑥ プライト保育園東京入船
	⑦ TKチルドレンズファーム湊校
	⑧ ぼけっとランド明石町保育園
	⑨ さくらさくみらい 新富町
	⑩ さくらさくみらい 築地
	⑪ 太陽の子新川保育園
	⑫ アイグラン保育園新川
	⑬ ミアヘルサ保育園ひびき八丁堀
	⑭ 京橋こども園
	⑮ 昭和こども園
	⑯ キャリー保育園八丁堀
	⑰ Kuukids
日本橋	⑱ 十思保育園
	⑲ 堀留町保育園
	⑳ 人形町保育園
	㉑ 日本橋保育園
	㉒ 浜町保育園
	㉓ にじいろ保育園小伝馬町
	㉔ ほっぺるランド日本橋堀留町
	㉕ さくらさくみらい 人形町
	㉖ まちのてらこや保育園
	㉗ アイグラン保育園日本橋
	㉘ かふう保育園日本橋
	㉙ モニカ人形町園
	㉚ グローバルキッズかきがら園
	㉛ アイグラン保育園水天宮
	㉜ キッズラボ水天宮前園
	㉝ キッズラボ水天宮前園分園
	㉞ THREE STAR NURSERY 蛸殻町園
	㉟ コピーブリスクールはこざき
	㊱ テンダーラビング保育園東日本橋
	㊲ ミアヘルサ保育園ひびき東日本橋
	㊳ ほっぺるランド東日本橋
	㊴ さくらさくみらい 東日本橋
	㊵ ナーサリールーム ベリーベアー日本橋
	㊶ AIAI NURSERY 日本橋浜町
	㊷ キッズハウス浜町公園
	㊸ キッズハウス浜町公園分園
	㊹ グローバルキッズ浜町園
	㊺ EDO 日本橋保育園
	㊻ ほっぺるランド茅場町
	㊼ 阪本こども園

地域	園名
月島	④⑧ つくだ保育園
	④⑨ 月島保育園
	④⑩ かちどき西保育園
	④⑪ 勝どき保育園
	④⑫ 晴海保育園
	④⑬ さくらさくみらい 佃
	④⑭ さくらさくみらい つくだ大通り
	④⑮ ほっぺるランド佃
	④⑯ 保育所まゐむ月島駅前園
	④⑰ 保育所まゐむ月島駅前園分園
	④⑱ みちてる保育園
	④⑲ ほっぺるランド相生橋つくだ
	④⑳ ほっぺるランド佃大橋
	④㉑ 太陽の子月島保育園
	④㉒ アンジェリカ月島保育園
	④㉓ クオリスキッズ月島保育園
	④㉔ 月島雲母保育園
	④㉕ さくらさくみらい 東仲通り
	④㉖ さくらさくみらい 月の岬
	④㉗ 月島聖ルカ保育園
	④㉘ 勝どきちとせ保育園
	④㉙ まなびの森保育園勝どき
	④㊱ ほっぺるランド勝どき
	④㊲ ほっぺるランド清澄通り勝どき
	④㊳ さくらさくみらい パークタワー勝どき
	④㊴ さくらさくみらい 勝どき
	④㊵ アスク勝どき保育園
	④㊶ ベネッセ勝どき保育園
	④㊷ ほっぺるランド新島橋かちどき
	④㊸ 勝どきえほん保育園
	④㊹ ニチキッズさわやか勝どき 6丁目保育園
	④㊺ ニチキッズさわやか勝どき 6丁目保育園分園
④㊻ 太陽の子晴海トリトン保育園	
④㊼ ポピンズナーサリースクール晴海	
④㊽ ポピンズナーサリースクール晴海分園	
④㊾ さくらさくみらい 晴海	
④㊿ 小学館アカデミー晴海保育園	
⑤① 小学館アカデミー晴海保育園分園	
⑤② アスク晴海 3丁目保育園	
⑤③ ポピンズナーサリースクールららテラス HARUMI FLAG	
⑤④ ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE(本園)	
⑤⑤ ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE(分園)	
⑤⑥ 晴海こども園	
⑤⑦ 小学館アカデミー勝どきこども園	
⑤⑧ 渋谷教育学園晴海西こども園	





# 1章 これから保育園の申し込みをする方へ

## 1章

これから保育園の申し込みをする方へ



◎子ども家庭支援センターは、令和6年7月1日から中央区保健所へ移転する予定です。  
詳細はP89をご確認ください。



# 1章

これから保育園の申し込みをする方へ

## 2 その他の保育事業について

### ① 居宅訪問型保育事業（障害児向け） 一覧



令和6年4月1日現在

事業名 (事業者名) 電話	利用可能地域	対象児童
障害児訪問保育アニー { 特定非営利活動法人 } フローレンス (6811)0907	中央区全域 「障害児保育園ヘレン東雲」 を同時に利用する場合は、バス送迎可能地域（入船、湊、明石町、築地、佃、月島、勝どき、豊海町、晴海）に居住の方のみ対象となります。	● 保育の必要性があり、医療的ケアや疾病・障害などの程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められた1歳児クラス～未就学児（0歳児は要相談）  ※「障害児保育園ヘレン東雲」では、主に中重度の肢体不自由児、知的障害児、重度の心身障害児（経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろう・気管切開・人工呼吸器を必要とする児童を含む）が対象となります。対応の可否については、事業者にお問い合わせください。

- ◎ 保育日は、月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）です。
- ◎ 保育時間は、午前8時～午後6時の間で8時間以内です。
- ◎ 事前に、事業者において預かりが可能であるかをご確認の上、事業の利用について区にご相談ください。
- ◎ 定員は事業者と協議の上、決定します。定員を超えて申し込みがあった場合は、区の利用調整によって利用者を決定します。申込方法や利用調整については、認可保育所の規定に準じます。
- ◎ 保護者は、事業者と直接利用契約を結びます。
- ◎ 交通費は毎月事業者へ直接お支払いください。交通費については、区の補助制度があります。（月上限20,000円が実費額の2/3のいずれか低い方）

### ② 居宅訪問型保育事業（待機児童向け） 一覧



令和6年4月1日現在

事業名 (事業者名) 電話	対象児童	定員	保育者
ポピンズナニーサービス { 株式会社ポピンズ } ファミリーケア 0120-27-2100	保育園に申し込み、待機（見込み含む。）となっている0歳児（生後57日以上）から2歳児クラスのお子さん。ただし、以下の方は利用対象となりません。 ● 申し込みをした希望園が1園のみの方 ● ご自宅において保育環境を確保できない方	20人 (歳児ごとの定員設定はありません)	以下の資格者が複数人でローテーションを組んで保育を行います。 ● 居宅訪問型保育事業に関する研修を受けた保育士 ● 保育士と同等以上の知識および経験を有すると区長が認める者

<P29に続く>



# 1章 これから保育園の申し込みをする方へ

## 1章

### これから保育園の申し込みをする方へ

#### 保育時間等について

	通常保育	延長保育
保育時間	保育標準時間： 午前7時30分から午後6時30分まで  保育短時間： 午前8時30分から午後5時までのうち 8時間以内	保育標準時間： 午後6時30分から7時30分まで (0歳児クラスのお子さんは利用できません)  保育短時間： 預かり時間後2時間を限度 (0歳児クラスのお子さんは午後6時30分まで)
保育料	認可保育施設と同額	1時間当たり1,000円
保育者の交通費	1日 1,100円 交通費は毎月事業者へ直接お支払いください。交通費については区の補助制度があります。(月上限20,000円が実費額の2/3のいずれか低い方)	
給食	昼食、おやつなどは保護者の方にご用意いただきます。 保育者は調理不可ですが、食事の温めや簡単な盛り付けであれば可能です。	

- ◎保育日は、月～土曜日(祝日、年末年始を除く。)です。
- ◎面談の際に保育室の環境と広さを確認します。明らかに自宅内で保育に適応しないと判断する場合は利用できない場合があります。また保育環境が整わず、利用開始が遅れる場合があります。
- ◎保育時間中は、必ずベットをケージに入れてください。
- ◎障害のあるお子さんについては、運営事業者との面談において、安全にお預かりすることが可能であると判断されたお子さんが対象となります。また、保育者の確保状況により希望する利用月での利用開始が難しい場合や、利用開始後の慣れ保育に時間を要する場合があります。
- ◎保育中に兄弟が帰宅する場合、上のお子さんを保育することはできません。在宅の場合、別途、請求が発生する場合があります。
- ◎居宅訪問型保育事業はベビーシッターと異なり、保育所保育指針に準ずる保育内容が求められており、習いごとや指定された場所への送迎、家事サービスは行いません。
- ◎保育園の申し込みは引き続き有効になります。居宅訪問型保育事業の利用期間中(準備期間を含む)に希望する保育園の入所が内定した場合は、内定した園に入所していただきます。辞退した場合は、居宅訪問型保育事業の利用の継続はできません。
- ◎居宅訪問型保育事業の利用開始後の翌月分の利用調整から加点(0、1歳児クラス申し込み児:+1点、2歳児クラス申し込み児:+3点)がつかまず。
- ◎申し込み方法、提出期間、必要書類等の詳細は中央区ホームページをご確認ください。

#### ③期間限定型保育事業 一覧

令和6年4月1日現在

実施施設	対象児童	利用期間
5歳児クラスの保育室などが空いている新設の保育園など	次の条件をすべて満たす場合に対象になります。 ●事業の利用を開始する日から利用を終了する日まで区内に住所を有していること。 ●1歳児クラス該当児童であること。 ●3号認定(保育標準時間)の支給認定証の交付を受けていること。 ●保護者が1日8時間以上かつ月20日以上労働に従事(復職予定を含む。)または内定しており、保育を必要としていること。 ●保育園に申し込み、待機となっている方(見込み含む。)。	1歳児クラス該当期間の年度末まで(次年度以降の継続はできません。) また、年度途中でも、区外転出や退職などで要件に該当しなくなった場合は、利用できなくなります。 ※募集する園の定員に空きがある場合は実施いたしません。

- ◎保育日は、月～土曜日(祝日、年末年始を除く。)です。
- ◎保育料は認可保育施設と同額です。保育料は保育園へ直接お支払いください。区から保育料の金額を保育事業者へお知らせします。
- ◎月極延長保育は利用できません。スポット延長保育は定員に空きがある場合に利用できます。スポット延長保育料も保育園と同額です。
- ◎保育園の申し込みは引き続き有効になります。希望する保育園の入所が内定した場合は、内定した園に入所していただきます。辞退した場合は、期間限定型保育事業の利用の継続はできません。
- ◎申込児が当該年度内に本事業を利用している場合、2歳児クラスの4月入所申込時の調整指数は「+2点」となります。ただし、4月入所を保証するものではありません。
- ◎就労時間は就業規則に基づく勤務時間(休憩時間を含む)とし、残業・通勤時間は含みません。



# 1 章

これから保育園の申し込みをする方へ

## 3 保育園などで保育を行う日と時間について

保育を行う日は、月～土曜日（祝日、年末年始を除く。※1）で、時間は下表のとおりです。

保育園で保育を行う日と時間は、申込時に提出された就労証明書記載の就労時間を基に、園長がご家庭の状況を確認して決定します。例えば、保護者の方が働いている場合は、通勤時間を含む就労時間がお子さんの保育時間となります（家事などの時間は含みません。）。

土曜日の保育については、保護者（父母どちらも）の「◆就労証明書」に土曜日の就労の記載が必要です。

育児休業中のご家庭でお子さんの保育が可能なため、早番（概ね午前7時30分～8時30分）・遅番（概ね午後5時～6時30分）にかかる時間帯のお預かりは原則できません。具体的な保育時間の設定については、通っている保育園の園長とご相談ください。産前産後休暇取得中も同様となります。

1歳児クラス以上（P9参照）のお子さんは、延長保育も利用できます。延長保育には、継続的に必要な方（目安としては週3日以上）のための「月極延長保育（申込方法はP18参照）」と急な残業などにより必要となる方のための「スポット延長保育」があります。延長保育は定員を設定しているため、利用できない場合があります。また、0歳児クラスは、お子さんが1歳を迎えても、利用できません。

保育施設・事業	通常保育	延長保育	
		月極・スポット	スポット
下記以外の保育園	午前7時30分 ～午後6時30分	午後6時30分 ～7時30分	—
まなびの森保育園勝どき	午前7時30分 ～午後6時30分	午後6時30分 ～7時30分	午後7時30分 ～8時
まなびの森保育園銀座			午後7時30分 ～8時30分
コピープリスクールはこざき			
保育所まゐむ月島駅前園			
小学館アカデミー勝どきこども園			午後7時30分 ～10時
京橋こども園			
月島聖ルカ保育園	午前7時15分 ～午後6時15分	午後6時15分 ～7時15分	—
Kuukids	午前8時～午後7時	午後7時～9時	—
居宅訪問型保育事業 （障害児向け） <sup>（※1）</sup>	午前8時 ～午後6時 <sup>（※2）</sup>	—	—
居宅訪問型保育事業 （待機児童向け）	午前7時30分 ～午後6時30分	午後6時30分 ～7時30分	—

※1 居宅訪問型保育事業（障害児向け）については、保育を行う日から土曜日を除きます。

※2 8時間以内での利用となります。

◎保育日・時間についての詳細は、各園に直接お問い合わせください。



## 4 保育園に入れるかどうかはどうやって決まりますか？

### 1 利用調整は次の手順で行います

申込締切日までに提出された申込書や保育の必要性を証明する書類を基に、以下の手順で利用調整を行います。

中央区利用調整基準表に基づき、世帯ごとに「基本指数」を付けます。  
ひとり親世帯などの事情がある場合は「調整指数」を加算します。

「利用調整指数 = 基本指数（父） + 基本指数（母） + 調整指数」



基本指数と調整指数の合計が高い順番に並べられます。同一指数の場合は「優先順位」に基づき順位が決定されます。

例：1位（指数）基本指数 40 点  
（優先順位）養育児童 2 人・区在住期間 200 日  
2位（指数）基本指数 40 点  
（優先順位）養育児童 1 人・区在住期間 200 日  
3位（指数）基本指数 39 点  
（優先順位）単身赴任・養育児童 2 人・区在住期間 400 日  
3位の優先順位は他より高いですが、指数が低いので順位が下です。



順位が高い方から、希望園に空きがあるかどうかを希望順位に沿って確認し、空きがあれば内定となります。保育園の希望順位に関わらず、指数の合計の順位が高いお子さんから利用が内定します。

例：A さん（40 点の第 6 希望）と B さん（39 点の第 1 希望）→ A さんが内定



希望園に空きがない場合または上位の方で希望園が埋まってしまう場合は、内定せず、保留となります。その後、次の順位の方の希望園について空きがあるかどうかを確認していきます。



申し込みしているすべての方の確認を終えるか、すべての保育園の空きがなくなった時点で利用調整を終了します。





# 1 章

これから保育園の申し込みをする方へ

## 2 利用調整基準表で、保育の必要性を指数化します

### 令和6年度中央区利用調整基準表

次に該当する場合は調整指数の加算・優先順位の適用をしません。

- 1 利用希望月以前の1年以内に内定辞退したことがある場合  
例：令和6年5月利用調整の内定を辞退した場合は、令和7年4月利用調整まで
- 2 在園児・卒園児に3カ月以上の保育料の滞納がある世帯（正当な理由により滞納していると区が認めたときを除く）  
→この場合は上記1よりも後に順位づけされます。

#### 基本指数

番号	類型	保護者の状況		指数	保育の提供期間		
		細目					
1	居宅外労働	月20日以上	(1)	1日8時間以上の就労を常態	20	就労をする期間	
			(2)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	19		
			(3)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	18		
		月16日以上	(4)	1日8時間以上の就労を常態	17		
			(5)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16		
	居宅内労働	月12日以上	(6)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	15		
			(7)	1日8時間以上の就労を常態	14		
		(8)	1日6時間以上8時間未満の就労を常態	13			
	その他	(9)	1日4時間以上6時間未満の就労を常態	12			
	(10)	上記のほか、勤務の態様から保育が必要と認められる場合					
2	ひとり親家庭	(1)	離婚（事実上の離婚を含む。）・死亡・行方不明・拘禁・未婚	20	必要な期間		
3	妊娠・出産 疾病・障害	出産	(1)	出産前後休養のため保育が必要な場合	12	5か月以内※	
			長期入院	(2)	入院中・入院予定者(1か月以上)※入園月中に入院予定があるものを含む。		20
		居宅内	(3)	常時臥床・精神性疾患・感染性疾患	20		
			(4)	安静（おおむね日中4時間以上就床）	16		
	心身障害者	(5)	一般療養	12	必要な期間		
		(6)	身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 精神障害者保健福祉手帳1～3級	20			
		(7)	身体障害者手帳3級 愛の手帳4度	16			
		(8)	身体障害者手帳4級	12			
4	介護・看護	入院・通院 入所・通所付添い	(1)	月20日以上かつ1日4時間以上の付添い		18	看護・介護を 必要とする期間
			(2)	月16日以上かつ1日4時間以上の付添い		15	
			(3)	月12日以上かつ1日4時間以上の付添い		12	
	自宅療養	(4)	常時介護・重度介護	18			
		(5)	随時介護（身の回りの事はある程度出来るが、しばしば介助が必要）	15			
		(6)	一般療養	12			
5	災害復旧	(1)	災害等による家屋の損失、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	20	必要な期間		
6	求職活動	就労内定 就学内定	(1)	1日8時間以上の就労内定または就学内定	13	1か月	
			(2)	1日6時間以上8時間未満の就労内定または就学内定	12		
	未定	(3)	1日4時間以上6時間未満の就労内定または就学内定	11	3か月		
		(4)	求職のため日中外出を常態	11			
7	就学・訓練	通学・通所	(1)	学校教育法に定める学校等や職業訓練施設に通学・通所している場合	番号1 を準用	通学等が終了する 月の末日まで	
8	特例	その他	(1)	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認める場合		必要な期間	

※出産予定月とその前2カ月および出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで

#### 【基本指数に関する注意事項】

- ① 就労時間は就業規則に基づく勤務時間（休憩時間を含む）とし、残業・通勤時間は含まれません。
- ② 保護者が保育に当たれない要件が2つ以上ある場合は、主たる要件の指数を適用します。ただし、出産要件とそれ以外の要件が重複した場合は、出産要件が適用されます。
- ③ 番号2は児童扶養手当証書などの書類や実態調査などにより客観的に状況が確認できた場合に適用します。
- ④ 番号3は具体的に病名・症状・回復見込み、日中のお子さんの保育が必要であることが確認できる場合に限りです。
- ⑤ 番号4は原則として同居親族の介護・看護の場合です。
- ⑥ 就労日数・時間が少ない場合や実績が確認できない場合は番号6を準用します。
- ⑦ 番号7の職業訓練施設とは、職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設・職業能力開発総合大学校および職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する職業訓練を行う施設をいいます。
- ⑧ 産後休暇または育児休業から復職予定の場合は、雇用契約上の就労日数および就労時間により判断します。
- ⑨ 番号8や表中空欄の指数については、申込者の実情に応じて各番号の指数を準用した形で利用調整します。

#### 【注意！】

基本指数・調整指数・優先順位は、利用希望月の申込締切日を基準日として決定します。利用希望月までに状況が変わり、指数等が変更する場合は内定取り消しまたは退園となることがあります。ご家庭の状況に変更があった場合は必ず届出を行ってください。（P52参照）



# 1章 これから保育園の申し込みをする方へ

## 1章

### これから保育園の申し込みをする方へ

#### 調整指数

番号	条件	指数	
1	社会的養護が必要な場合（虐待・DVなど）	世帯に加算	+7
2	ひとり親世帯	世帯に加算	+5
3	生活保護受給中の場合	世帯に加算	+4
4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	世帯に加算	+4
5	育児休業の取得により、一時退園し、育児休業明けに再度入所を申し込み場合	再申込児に加算	+4
		再申込児の弟・妹に加算	+2
6	兄弟姉妹が既に入所している保育園への入所(転園)を希望する場合（当該園の利用調整のみ加算）	申込児に加算	+3
7	兄弟姉妹ともに入所を希望する場合	世帯に加算	+1
8	申込児が家庭的保育事業を利用している場合(2歳児クラス以降の加算は2歳児クラスの4月入所から適用)	0・1歳児クラス申込児に加算	+1
		2歳児クラス以降申込児に加算	+3
9	申込児が居宅訪問型保育事業(待機児童向け)を利用している場合(2歳児クラス以降の加算は2歳児クラスの4月入所から適用)	0・1歳児クラス申込児に加算	+1
		2歳児クラス以降申込児に加算	+3
10	申込児が当該年度内に期間限定型保育事業を利用している場合(2歳児クラスの4月入所申込時に適用)	申込児に加算	+2
11	申込児を地域型保育事業所(家庭的保育事業以外)の保育施設（小学校就学前までの連携施設がある場合を除く）に預けており、3歳児クラスから区内認可保育所への入所を希望する場合(3歳児クラスの4月入所から適用)	申込児に加算	+3
12	就労等（育児休業中を除く）の理由により申込児を認証保育所又は企業主導型保育事業所に預けており、3歳児クラスから区内認可保育所への入所を希望する場合(3歳児クラスの4月入所から適用)	申込児に加算	+3
13	就労等（育児休業中を除く）の理由により申込児を無認可保育施設等(認証保育所、企業主導型保育事業所を除く)に申込締切日現在2か月以上有償（週3日以上・1日4時間以上の契約）で預けている場合	申込児に加算	+3
14	子どものいる自宅内勤務で、危険物を扱う業種の場合	世帯に加算	+1
15	就労証明書の記載内容に対して、勤務実績、収入実績のいずれかもしくは両方とも整合性がない場合	世帯より減算	-2
16	保育料の滞納が3か月以上ある場合(卒園児含む)	世帯より減算	-5
17	保育料の滞納が6か月以上ある場合(卒園児含む)	世帯より減算	-10

#### 【調整指数に関する注意事項】

- 番号5は、育児休業中かつ兄弟姉妹が同時に入所申し込みをしている場合のみ適用します。認可外保育施設に預けるなどにより、育児休業を終了（復職）した場合は、適用されません。
- 番号6は、兄弟姉妹が入所した翌月から適用されます。
- 番号6と番号8～13が重複した場合は番号6を適用します。
- 番号7は、兄弟姉妹2人以上が入所を希望する場合のみ適用され、同一世帯に転園申込をしている児童がいる場合は適用されません。
- 番号7は、兄弟姉妹どちらかがこども園（幼稚園部分）に在籍しており、当該施設（保育所部分）を申し込み場合は適用されません。
- 番号12、13は施設が発行した受託証明書の提出が必要になります。
- 番号8～13は、各申込締切日時点の状況が入所時期まで継続しているものとして適用します。入所時期までに受託状況が変わる場合は調整指数が変更となり、内定を取り消すことがあります。該当する場合は、早急に保育入園係までご連絡ください。
- 番号12、13は、育児休業取得中は加点の対象となりません。育児休業から復職した場合は、復職日以降に発行した就労証明書をご提出ください。
- 番号15は、就労証明書に添付すべき書類が不足しており実績の裏づけがない場合を含みます。
- 番号16、17は、正当な理由により滞納していると区が認めたときを除きます。

#### 優先順位

番号	状況
1	利用者負担額の階層が生活保護費受給世帯と同程度の世帯（階層区分A・B・C・D1・D2までの順とする。）
2	ひとり親世帯
3	父又は母が会社命令による単身赴任となった世帯
4	保護者または子ども（申込児童を除く。）が、1か月以上の入院・常時病臥の場合
5	保護者が身体障害者手帳1～4級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する場合
6	子ども（兄弟姉妹を含む。）が、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する場合
7	区内の認可保育所に兄弟姉妹が在籍している場合
8	兄弟姉妹同時入所申込（未入所児が3人以上又は双子の世帯）の場合
9	保護者が認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認証保育所・企業主導型保育事業所で、児童の保育に従事又は従事する予定がある場合
10	養育している子ども（小学生以下）の人数の多い世帯
11	中央区に継続して在住している期間が長い世帯（保護者の在住期間が異なる場合は長い方を基準とする。）
12	当該年度分（当該年度の4月から8月までの利用調整にあつては前年度分）の区市町村民税所得割課税額が低い世帯

#### 【優先順位に関する注意事項】

番号10は、利用希望月の末日までに生まれている（予定含む）子の人数です。

#### 【転入予定、区内在勤・在学などでの申し込みに関する注意事項】

- 転入予定で申し込んだ場合は、転入の予定を確認できる書類をご提出ください。
- 区外にお住まいで区内在勤・在学などで中央区の保育園を申し込んだ場合は、中央区民の利用調整後に利用調整をします。



# 1章

これから保育園の申し込みをする方へ

## 3 希望園はどのように選んだらいいですか？

保育園に確実に入れる選び方はありません。ただし、中央区の利用調整の方法に合った希望園の書き方はあります。それは次のとおりです。

### ①中央区内のすべての保育園のうち、通うことが可能な園を記載します。

**理由：内定を受け、その園へ通うことを辞退した場合、その後の利用調整では1年間調整指数と優先順位がつかなくなり、基本指数のみの取り扱いとなります。**

**また、引き続き保育園の申し込みを希望する場合は、改めて新規で申し込む必要があります。**

中央区では希望園を何園でも記載することが可能です。しかし、通うことが難しい園を希望することは、辞退した場合に上記の取り扱いとなるため、避けた方が望ましいといえます。

希望する園は、通うことが可能な園を記載しましょう。

### ②通いたい保育園をいきたい順に記載します。

**理由：希望園の順番は内定のしやすさに関係がありません。**

中央区では、第1希望にした園ごとに順位を決め、その後に第2希望にした園ごとに順位を決めるといった利用調整はしていません。

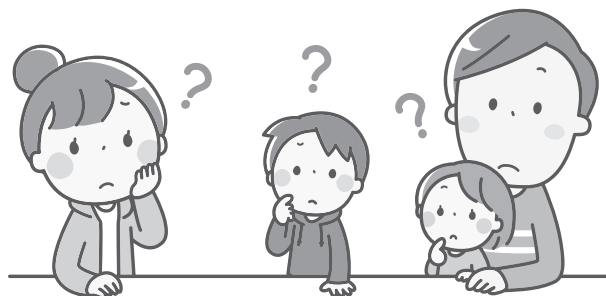
そのため、内定しやすそうな園を第1希望にしても、指数などの順位を逆転して先に内定することはありません。

反対に、下の順位の方に抜かされることもないため、自分がどの順で保育園を希望するのかわかりやすく考えて申し込むとよいといえます。

保育園を選ぶときに、人気や入りやすさが気になるとの相談を受けますが、中央区では、申し込まれる方がそれらに左右されることなく希望園を選ぶことができる利用調整を行っています。

人気や入りやすさを考えるとうまく保育園が選べないことがあるため、希望園については他の方の動向を気にせず、本当に通いたい園を希望する順番に記載してください。

◎申し込みができない園（利用開始時点の年齢または月齢が、保育実施年齢または月齢に満たない園など）を希望したときは、当該園の希望については自動的に取り下げとなります。







#### 4 育児休業の延長を許容できる人の利用調整について

平成31年2月7日付厚生労働省の通知を踏まえ、保育所の入所申込において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、利用調整の順位を下げる取り扱いをしています。

上記の取り扱いを希望する方は、以下の確認事項を必ずお読みください。

- 保護者が育児休業中の場合のみ、この取り扱いを希望できます。
- 転入予定の方は必ず転入の予定を確認できる書類を提出する必要があります。
- 基本指数・調整指数・優先順位は適用されず、0点となります。
- 利用調整の結果、入所保留となった場合、保留通知書が発行されます。

ただし、転入予定の方は必ず利用希望月の前月末までに転入するとともに、転入後、中央区民として再申請する必要があります。この手続きが利用希望月の前月末までに行われない場合、保留通知書は発行できません。

- 申込有効期間は1カ月となります。そのためこの取り扱いを希望した申し込みの翌月以降、直ちに復職を希望する必要が生じた場合、再度の入所申込が必要となります。
- 複数の園を希望した場合、有効な最上位の園のみで選考を行います。
- 入所申込書の家庭の状況の記入内容を基に保育の必要性を判断するため「**保育の必要性を証明する書類**（P14②参照）」の提出は不要となります。この場合、支給認定証の保育を必要とする事由は「就労（育休）」となり、認定有効期間は1カ月となります。支給認定証が必要な方は区へお問い合わせください。「就労（育休）」以外の支給認定証が必要な方は「**保育の必要性を証明する書類**（P14②参照）」をご提出ください。
- この取り扱いを希望し、入所申込をしたものの、申込提出期限までにこの取り扱いを希望しなくなった場合は「**◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届**」に、この取り扱いの希望を取りやめる旨を記載し提出していただく必要があります。その際、併せて「**保育の必要性を証明する書類**（P14②参照）」をご提出ください。

#### 5 申し込みに関するQ&Aについて

このほか、申し込みについてよくある質問を中央区ホームページに掲載していますのでご参照ください。

ホームページの場所

中央区トップページ ▶

子育て・教育 ▶

子育て ▶

保育園・幼稚園など ▶

保育園 ▶

認可保育所 ▶

認可保育所  
利用案内

▶ 令和6年度  
申し込みに関するQ&A





# 2章



育児休業中からの  
申し込みについて





## 2章 育児休業中からの申し込みについて

### 2章

育児休業中からの申し込みについて

### 1 現在、育児休業中です。保育園は申し込めますか？

育児休業中にご家庭でお子さんを保育できる状況にあることから、申し込み対象になりません。「◆就労証明書」記載の復職予定月から申し込み対象になります。

ただし、入所できたときに育児休業を切り上げて利用開始月の月内に復職が可能であることを「◆就労証明書」で確認できる場合は、復職予定日より前であっても申し込みすることができます。

そのため育児休業中に復職予定で申し込んだ方は、利用開始月内に復職する必要があります。

例：令和6年4月入所 → 令和6年4月30日（火）までに復職

### 2 入所後に復職する際に気をつけることはありますか？

「復職」とは、育児休業を取得した就労先に同じ就労条件で復帰することです。

※育児休業中の転職などは「復職」には該当しません。

#### 事例① 育児休業中から復帰する場合（就労日数・時間は同じ）

		申込時	入園時
<input type="checkbox"/>	○	A社で育児休業取得中	A社に復職
<input checked="" type="checkbox"/>	○	A社で育児休業取得中	A社に復職後、B社に入社
<input type="checkbox"/>	×	A社で育児休業取得中	A社に復職せず、B社に入社

、は育児休業を取得したA社に同じ就労条件で復帰しているので「復職」に該当します。その場合の利用調整指数は「就労」です。

はA社に復帰せずに、別のB社に入社しているため、「復職」には該当せず、新しい仕事を始める「求職活動」に当たります。その場合の利用調整指数は「求職活動」になります。

そのため「復職」で申し込んだ方が、に該当する場合は、内定取り消しの対象になります。

#### 事例② 入所後に就労時間が変わる場合

		申込時	入園時
<input type="checkbox"/>	○	育児休業取得中	通常就労時間で復職
<input type="checkbox"/>	○	育児休業取得中	時間短縮制度を使って復職
<input type="checkbox"/>	×	育児休業取得中	短時間労働者に就労条件を変更して復職

、は同じ就労条件で復帰しているため「復職」に該当します。の時間短縮制度を利用する場合は、就労条件に変更はなく、時間短縮制度を利用しているだけなので内定取り消しにはなりません。

は就労条件が変更になっているため「復職」には該当せず、原則内定取り消しの対象となります。ただし、申込時と同等以上の就労日数・時間で就労する場合は、内定取り消しにはなりません。

**事例③ 復帰後の派遣先が未定の場合**

派遣元 A に雇用され、派遣先 B で就労している方が、育児休業を取得しているケース（就労日数・時間は復帰後も同条件で就労）

		申込時	入園時
㊦	○	派遣元 A で育児休業取得中	派遣元 A に復職し、派遣先 B で就労
㊧	○	派遣元 A で育児休業取得中	派遣元 A に復職し、派遣先 C で就労
㊨	×	派遣元 A で育児休業取得中	派遣元 A に復職せず、派遣元 D に雇用され、派遣先 B で就労

「復職」とは同じ就労先に復帰することです。派遣社員の方の場合は「派遣元」が就労先となります。㊦、㊧は派遣元 A に復職しているので、派遣先が復帰前と違う場合でも「復職」に該当します。

㊨は派遣先は同じですが、派遣元 A に復職せず、新しい派遣元 D に就労しているので「復職」には該当せず、内定取り消しの対象になります（事例①㊧と同様）。

**事例④ 派遣先での就労条件が変わる場合**

派遣元 A に雇用され、派遣先 B で週5日、1日8時間就労していて、育児休業を取得しているケース

		申込時	入園時
㊩	○	派遣元 A で育児休業取得中	派遣元 A に復職し、派遣先 B で週5日、1日8時間就労
㊪	○	派遣元 A で育児休業取得中	派遣元 A に復職し、派遣先 B で週5日、1日9時間就労に変更
㊫	×	派遣元 A で育児休業取得中	派遣元 A に復職し、派遣先 B で週3日、1日4時間就労に変更

「復職」とは同じ就労条件で復帰することなので、㊩は「復職」に該当します。㊪、㊫は就労条件を変えています。㊪は復帰前と同等以上の就労時間のため「復職」に該当します。㊫は復帰前よりも就労日数・時間が少なくなっているため「復職」には該当せず、内定取り消しの対象になります。





### 3 復職予定の場合と復職済の場合の利用調整指数は、何か違いがありますか？

#### ①産後休暇・育児休業から復職予定の方

復職後に時間短縮制度を利用する場合、利用しない場合または未定の場合、いずれの場合においても、原則として就労証明書に記載された契約上の通常就労日数・時間を基に利用調整指数を決定します。

#### ②産後休暇・育児休業から復職済の方（就労中の方）

復職後の就労状況を基に利用調整指数を決定します。時間短縮制度を利用している方は、時間短縮制度取得期間中の就労日数・時間を基に利用調整指数を決定します。産後休暇・育児休業から復職した方は、復職後の就労日数・時間が記載された就労証明書を P12 ②の提出場所にご提出ください。

### 4 育児休業を延長するための証明書がほしい

#### ①保育園を待機している方

保育園に入所できていない証明として「保育所入所保留通知書」があります(以下「保留通知書」といいます。)。保留通知書は、申込書に記載された利用希望月に発行されます。それ以外の月は発行されませんので、申し込みが継続されていて利用希望月以降、ほかの月で保留通知書が必要な方は、P12 ②の提出場所に「◆保留通知書・徴収証明書等発行依頼書」をご提出ください。発行には1週間程度かかります。

◎3月入所の利用調整は行っていませんので、3月分の保留通知書は発行していません。  
(3月の保留通知書が必要となる場合は、事前に就労先へご確認ください。)

#### ②まだ保育園を申し込んでいない方

申し込みをしていない場合は保留通知書の発行はできません。

育児休業を取得されている方で、育児休業給付金の申請を延長するためには、お子さんが1歳になる月の保留通知書が必要となります。保留通知書が必要な方は利用希望月の提出期限（P12「①提出期間」参照）までに必ず入園をお申し込みください。

例：お子さんの誕生日が7月28日（7月の「保留通知書」が必要となる場合）  
→5月31日（金）午後5時までに7月利用の申し込みが必要となります。

育児休業の延長を許容できる方については、利用調整の順位を下げる取り扱いがありますので、詳しくはP35「④育児休業の延長を許容できる人の利用調整について」をご覧ください。

なお、育児休業の延長に関する各種手続きについては、就労先またはハローワークなどに必ず事前にご確認ください。

◎就労先によっては、1カ月分のみでなく毎月保留通知書が必要となる場合があります。

#### ③転入予定の方

転入予定の方は必ず利用希望月の前月末までに転入するとともに、転入後、中央区民として再申請する必要があります。この手続きが利用希望月の前月末までに行われない場合、保留通知書は発行できません。



## 5 保育園を待機中ですが、復職しました。手続きは必要ですか？

下表の書類をご提出ください。

申込時（復職前）の状況で利用調整を行い内定となった場合に、申込時と内定後の就労などの状況に差異があるときは内定取り消しの対象になります。

特に時短勤務で復職される場合は注意が必要です。

◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届

◆就労証明書（「復職日」の記載があり、発行日が復職日以降のもの）

◆受託証明書（復職後にお子さんの預け先がある場合）

◎「◆受託証明書」による指数の加算については、すべての書類を提出後、加算の対象となる日の属する提出期間に合わせて、該当する利用希望月の利用調整から反映されます（P12「申込書類の提出期間・提出場所について」を参照してください。）。

◎お子さんの預け先が変更になった場合は必ず書類をご提出ください。申込時と内定後の預け先に差異があるときは内定取り消しの対象になります。

## 6 保育園へ入所できなかったため育児休業を延長しました。延長後の復職予定月まで復職ができないのですが、申し込みを継続することはできますか？

育児休業延長後の復職予定月まで復職できない場合は「◆保育所入所（転園）申込取下届」を利用希望月の提出期限までに提出し、申し込みを取り下げてください。再度利用を希望する場合は、育児休業延長後の復職予定月から改めて申し込みが必要です。

提出期限までに「◆保育所入所（転園）申込取下届」の提出がなく、内定後に復職できないことが確認された場合は、内定が取り消しとなるとともに、申し込みが自動的に取り下げとなります。その際、区から通知はいたしませんのでご注意ください。



# 3章



転入・転出などを伴う  
申し込みについて





# 3章 転入・転出などを伴う申し込みについて

## 3章

転入・転出などを伴う申し込みについて

### 1 中央区に転入予定です。申し込みはどのようにすればよいですか？

#### 1 中央区に転入予定で、中央区の保育園に申し込みをする場合

##### ①申込先

中央区民と同様に直接中央区にお申し込みください。（P12参照）

利用希望月の前月末までに転入することを条件に中央区民とみなし利用調整を行います。

◎お住まいの自治体によっては、お住まいの自治体経由で申し込むようご案内される場合がありますが、中央区では自治体経由を不要としておりますので、原則中央区へ直接申し込みください

##### ②申込期限

中央区の各月の申込期限（P12参照）までに、ご提出ください。

##### ③申込書類

P13～19に記載の書類となります。

なお転入予定の方については通常の申込書類に加え、下表の書類の提出が必要になりますのでご注意ください。

#### 転入の予定を確認できる書類（利用希望月の前月末までに転入することがわかるもの）

- ①◆中央区への転入誓約書
- ②不動産の売買（賃貸借）契約書の写し

- ①は必ずご提出ください。
- ①に加え、②をご提出ください。
- ②の提出ができない場合は、①の下部証明欄に証明を受けたものをご提出ください。

◎ ①の書類は、転入予定日、転入先住所、転入者全員分の氏名が明記されていることが必要です。

◎ 利用希望月の申込期限までに上記書類の提出がない場合(不備がある場合を含む。)は申し込みを受け付けすることはできませんのでご注意ください。

#### 保育料などを算定するための書類

◎ 保育料の算定および利用調整基準表(P32～33参照)の優先順位12番の適用のため、下表の書類を保護者全員分ご提出ください。利用希望月により、証明書等の対象年度が異なりますのでご注意ください。

◎ 外国語で記載された証明書などは、必ず和訳を添付してご提出ください。

利用希望月 保護者の状況	令和6年4月～8月 利用希望	令和6年9月～令和7年2月 利用希望
他区市町村から転入予定の方	令和5年度「住民税課税(非課税)証明書」(令和5年1月1日現在の住所地の自治体で取得してください。)	令和6年度「住民税課税(非課税)証明書」(令和6年1月1日現在の住所地の自治体で取得してください。)
海外から転入予定で日本で課税されていない方	令和4年1月～12月の「◆年間収入申告書」 ◎会社発行の給与支給証明書などを添付してください。	令和5年1月～12月の「◆年間収入申告書」 ◎会社発行の給与支給証明書などを添付してください。





### 申込児童の生年月日が確認できる書類

下表①、②のいずれかをご提出ください。

①母子健康手帳の写し ②P19記載の「本人確認」書類の写し	●①は表紙と出生届出済の証明があるページの写しをご提出ください。 ●②は申込児童の氏名および生年月日が確認できる部分の写しをご提出ください。
----------------------------------	---

### ④ 転入届出後の手続き

転入後、中央区民としての再申請（以下「転入再申請」といいます。）を行っていただく必要があります。利用希望月の前月末までに転入の届出をした上で、中央区役所6階保育課保育入園係にお越しください。転入再申請の手続きを行っていただきます。手続きの際にはP19⑩に記載の確認書類をご提示ください。

- ◎ 転入再申請の受付窓口は**中央区役所6階保育課保育入園係のみ**です。日本橋・月島特別出張所などでは受け付けできませんのでご注意ください。
- ◎ 申込時と申し込み内容などに変更がある場合には、必ずお申し出ください。
- ◎ **利用希望月の前月末までに転入再申請を行わなかった場合、以下の対応となります（転入の届出を終わらせていても、転入再申請の手続きを行っていない場合は同様の対応となります。）。**
  - ▶ **内定した場合**・・・**内定辞退とみなします。**
  - ▶ **内定しなかった場合**・・・**現年度中の利用調整は中央区民の利用調整の後に行います（※中央区に転入し、転入再申請の手続きを終えるまで。）。**
- ◎ 保留通知書などの利用調整結果に係る書類は転入再申請の手続き後に発行します。転入再申請の手続きを行わない場合は発行できません。
- ◎ 育児休業の延長を許容できる方の申し込みについては、P35④「育児休業の延長を許容できる人の利用調整について」を必ず事前にご参照ください。
- ◎ 転入前の自治体で保育園に通っており、中央区の保育園に内定した場合は、内定月の前月末までに転入前の自治体の保育園を退所する必要があります。内定月の前月末までに退所していない場合、内定辞退とみなします。
- ◎ 転入前の自治体で保育園に通っており、中央区の保育園に内定しなかった場合に、転入前の自治体の保育園に引き続き通うことを希望する場合は、別途お手続きが必要になります。転入再申請時に併せて必ずお手続きください。詳しくは次の②をご参照ください。

## 2 中央区に転入後も引き続き以前にお住まいの自治体の保育園に通う場合

中央区に転入後も、中央区民として以前にお住まいの自治体の保育園に通う場合、中央区において改めて教育・保育給付認定を受ける必要があります。以下のとおり必ず転入した月の月末までにお手続きをお願いします。

- ◎ 受付窓口は**中央区役所6階保育課保育入園係のみ**です。日本橋・月島特別出張所などでは受け付けできませんのでご注意ください。
- ◎ 転入後の引き続きの在園の可否、在園できる期間および条件などは自治体により異なります。必ず事前にお住まいの自治体にご確認ください。

提出期限	必要書類
転入した月の月末まで	保育の必要性を証明する書類（P14②参照）

- ◎ ひとり親家庭の場合は上記書類に加え、P17⑤に記載の書類をご提出ください。



## 2 中央区に在勤・在学しています。申し込みはできますか？

### 1 中央区に在勤・在学されている方の受け入れ基準について

中央区外にお住まいで、父母のどちらかが中央区に在勤・在学されている方については、下表の基準で申し込みを受け付けすることができますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

①私立認可保育所および私立認定こども園の3～5歳児クラスのみ受け付けます。
②現在お住まいの自治体において教育・保育給付認定を受けている必要があります。
③利用調整は中央区民の利用調整の後に行います。
④延長保育を利用することはできません。

◎ 教育・保育給付認定の有効期間が終了したときまたは中央区内に在勤・在学先がなくなったときは、当該月の末日で退園となります（中央区内に在勤・在学していた保護者が育児休業を取得するときも同様です。）。

### 2 中央区に在勤・在学されている方の申込方法について

#### ①申込先

申込先は現在お住まいの自治体になります。

中央区に直接提出された場合、原則受け付けすることができませんのでご注意ください。

#### ②申込期限

中央区の申込期限までに、お住まいの自治体から中央区に書類が届く必要があります。必ず事前にお住まいの自治体に提出期限および提出方法についてご確認の上、余裕をもってお申し込みください。

#### ③申込書類

P13～19に記載の書類となります。

◎ 「◆就労証明書」または「◆在学証明書」などで中央区に在勤または在学していることが確認できる必要があります。

◎ 保育料などを算定するための書類については、転入予定で申し込む場合と同様です。P44を参照ください。



### 3 中央区から転出予定です。申し込みはどのようにすればよいですか？

#### 1 中央区から転出予定で転出先自治体の保育園に申し込みをする場合

##### ① 申込先

###### 転出先自治体の保育担当課

- ◎ 詳細については転出先自治体へお問い合わせください。
- ◎ 転出先自治体によっては、中央区経由で申し込むようご案内される場合がありますが、中央区では転出予定のある方には原則として転出先への直接申込をお願いしておりますので、その旨をお伝えください。

##### ② 申込期限

申込期限は自治体や申し込む利用希望月などによって異なります。  
詳細については転出先自治体にお問い合わせください。

##### ③ 申込書類

必要書類は自治体によって異なります。必ず事前に転出先自治体にお問い合わせください。

##### ④ 転出後の手続き

中央区から転出後速やかに転出先自治体への転入の届出と転出先自治体の住民としての改めでの申し込みが必要です。転出先自治体で手続きを行わないと内定が取り消しとなる場合があります。詳細については転出先自治体にお問い合わせください。

- ◎ 中央区の保育園に通っており、転出先自治体の保育園に通うことが決まった方は、速やかに「◆保育所退所届」を通っている園にご提出ください。
- ◎ 中央区の保育園に通っており、転出先自治体の保育園に内定しなかった場合に、転出後も中央区の保育園に引き続き通うことを希望する場合は、必ず転出した日の前日の属する月の末日までに転出先自治体にその旨お申し込みください。
- ◎ 転出先自治体における利用調整結果に係る書類は、中央区における利用調整ではないため、中央区で発行することができません。保留通知書などをご希望の場合は、転出先自治体で発行可能か事前にご確認ください。



## 2 中央区から転出後も引き続き中央区の保育園に通うことを希望する方

転出した後も引き続き中央区の保育園に通う場合は、転出した日の前日の属する月の末日までに転出先自治体にその旨お申し込みください。また転出に伴い、中央区における教育・保育給付認定の有効期間が終了となるため、転出先自治体において改めて教育・保育給付認定を受ける必要があります。これらの手続きを行わない場合は退園になります。

なお在園できる期間や条件などは下表のとおりです。

転出した年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 転出した年度の末日まで継続して在園することができます。<u>ただし延長保育（スポット延長保育含む）の利用および転園の申し込みはできません。</u></li> </ul>
次年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>保護者(父母)のどちらかが中央区に在勤・在学しており、お子さんが私立認可保育所または私立認定こども園の3～5歳児クラスに在籍する場合は、継続して在園ができます。ただし延長保育(スポット延長保育含む)は利用できません。</u></li> <li>● 転出先自治体における教育・保育給付認定の有効期間が終了した場合または中央区内に在勤・在学先がなくなった場合(中央区内に在勤・在学していた保護者が育児休業を取得する場合を含む)は、当該月の末日で退園となります。</li> </ul>

◎「◆**保育所退所届**」を既に提出している場合は、お申し込みいただいても在園することができませんのでご注意ください。

# 4章



疾病・障害・発達の遅れ・

アレルギーなどのある

お子さんの申し込みについて







## 4章 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのお子さんの申し込みについて

### 1 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのお子さんの申し込み

お子さんについて、疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなど気になることがある場合は「◆健康状態調査書」をご記入の上、**申込時には郵送やオンライン申請ではなく「中央区役所6階保育課保育入園係」**にご相談ください。お子さんの状況について、聞き取りをさせていただきます。食物アレルギーについても事前に申し出をお願いします。

また、申し込み後に疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどが判明した場合または改善した場合は「◆健康状態調査書」と「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」をご提出ください。

疾病・障害・発達の遅れなどの程度によっては、人員体制などの保育園の受け入れ体制が整わないなどの理由により、利用希望の園を変更していただく場合や、登園開始が利用希望月の初日からとは限らない場合があります。

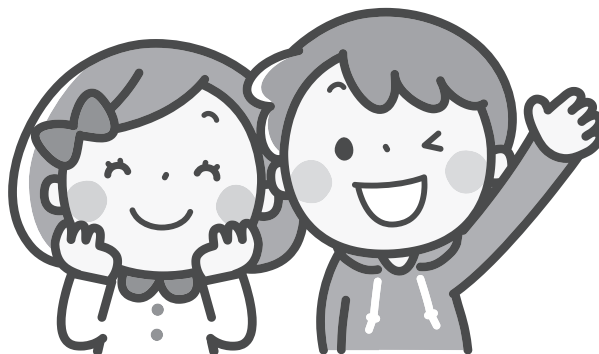
なお、申し出がなく内定後の面接・健康診断で疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどが判明した場合は、内定した保育園によっては、上記の理由により受け入れができない場合がありますので申し込み前に必ずご相談ください。

### 2 日常的に医療的ケアが必要なお子さんの申し込み

日常的に医療的ケアが必要となるお子さんについては、医療的ケアの内容やお子さんの状況を確認させていただく必要があります。**申し込み前に必ず「中央区役所6階保育課保育入園係」**にご相談ください。

また、令和6年4月に区立明石町保育園において医療的ケア児専用保育室が開設となります。施設の概要等については、中央区ホームページに掲載していますのでご参照ください。

医療的ケア児専用  
保育室について



# 5章



待機している方へ





## 5章 待機している方へ

### 1 待機中に変更事項があったとき

#### 1 申し込みの有効期限 ～支給認定証の有効期間に注意！～

申し込みの有効期限は、教育・保育給付認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日（12月～2月を除く）のうち、いずれか早い日までとなります。

教育・保育給付認定については「保育を必要とする事由」によって有効期間が異なりますのでご注意ください（P11③参照）。教育・保育給付認定の有効期間が年度中に終了する方は、終了前に以下の書類をP12②の提出場所にご提出ください。

◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届

●保育の必要性を証明する書類（◆就労証明書、診断書の写し、◆求職活動状況申立書など）

●支給認定証

特に「求職活動」で申し込みの方は、教育・保育給付認定の有効期間が3カ月のため、上記の書類を有効期間が終了する月の翌月の利用申込の提出期限まで（P12参照）に提出していただく必要があります。提出がない場合は申込有効期間が終了となり利用調整の対象となりません。

例：教育・保育給付認定の有効期間が4月1日～6月30日の場合  
→7月利用の申込期限（5月31日（金）午後5時）までに提出する必要があります。

#### 2 申し込んだ年度に入れなかったけれど、次の年度も必要なときは・・・

次年度の4月以降も引き続き利用を希望する場合は、次年度4月利用の提出期間中に改めて申し込みが必要です。

例：9月利用希望で申込書を提出した場合（9月～2月の期間は申し込みが有効）  
→次年度以降は、次年度4月利用の提出期間中に改めての申し込みが必要です。

※12月～2月利用希望は次年度まで有効となります。

◎次年度4月利用希望の提出期間については、決定次第、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」および中央区ホームページでご案内します。



### 3 保育が必要なくなったときは・・・

下表の場合は速やかに「◆保育所入所(転園)申込取下届」と「支給認定証」をP12②の提出場所に提出し、申し込みを取り下げてください。

なお取り下げとなるのは、提出日の属する提出期間(P12①参照)の利用希望月からとなります。

●自宅で保育ができるようになった場合
●退職してその後働く意思がなくなった場合
●認可外保育施設などに入所して、認可保育施設に入所する意思がなくなった場合
●中央区から転出する場合

### 4 ご家庭やお仕事などの状況が申込時と変わったときは・・・

ご家庭やお仕事などの状況が申込時と変わったときは、必ず以下の書類をご提出ください。提出先はP12②の提出場所になります。

申込時と保育園の内定または決定時の就労などの実態に差異があるときは、内定取り消しまたは退園となります。書類が間に合わない場合や、利用開始後に変更する予定の場合は必ずご連絡ください。

必要書類	必要な方
◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届	全員

下表の書類は変更内容に応じてご提出ください。

必要書類	必要な方
●保育の必要性を証明する書類	証明内容に変更のある方
●保育料を算定するための書類	中央区で区市町村民税が課税されていない方 区市町村民税に変更があった方
●ご家族に関する書類	ご家族の状況に変更がある方
●お子さんに関する書類	お子さんの状況に変更がある方
●支給認定証	支給認定証の内容に変更がある方



## ① ◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書兼申請内容変更届

申し込み内容を変更をするときに必要な書類です。P98 に記入例がありますので、ご確認の上、記入してください。変更内容が下表の場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」をご提出ください。

変更内容	提出期限
住所、氏名、電話番号	変更のあった日から1週間以内
子どもの健康状況（疾病、障害、発達の遅れ、アレルギーなど）	変更のあった月 ※◆健康状態調査書と併せてご提出ください。 ※完治した場合も提出が必要です。
家族構成（次の子が生まれた）	変更のあった月 ※母子健康手帳（表紙および出生届出済証明書欄のあるページ）の写しと併せてご提出ください。
保育必要量（標準時間・短時間）	変更を希望する月の前月

## ② 保育の必要性を証明する書類

変更内容が下表の場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と表内の提出書類をご提出ください。

変更内容	提出期限	提出書類
退職して求職活動をはじめた	退職した月	◆求職活動状況申立書
求職活動・就労内定で就職した	就職した月	◆就労証明書（証明年月日が就労開始日以後のもの） （※1）自営業主などはA書類（1種類）およびB書類（3カ月分）も提出
別の会社に転職した	転職した月	◆就労証明書（証明年月日が就労開始日以後のもの） （※1）自営業主などはA書類（1種類）およびB書類（3カ月分）も提出
産前産後休暇・育児休業から復職した	復職した月	◆就労証明書（証明年月日が復職日以後のもの）
就労条件を変更した （就労場所・日数・時間など）	変更した月	◆就労証明書（変更後のもの） （※1）自営業主などで就労場所を変更した場合は、A書類（1種類）も提出
病気・障害になった	医師の診断を受けた月	●診断書の写し（病名、病状、回復見込み、日中にお子さんの保育が必要である旨について記載されたもの） ●障害者手帳の写し（両面）
次の子を妊娠した	分娩予定日の4カ月前（※2）	●母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載があるページ）
学校などに入学した	入学した月	◆在学証明書 ●学生証の写し

（※1）「自営業主など」とは、個人事業主、経営者、会社役員、家族従業者です。「A書類」および「B書類」はP15の「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」の「Aグループ」および「Bグループ」です。

（※2）4月利用希望で申し込みされる方につきましては、妊娠が確認できましたら早急にご提出ください。





## ③ 保育料を算定するための書類

下表の場合は表内の提出書類をご提出ください。

書類の提出がない場合、利用調整の際は優先順位 12 番の対象とならず、利用開始後は保育料が最高額で決定となります。

対象者	提出期限	提出書類
4月～8月利用で申し込みをした方で、9月以降も引き続き保育を必要とする次の方 ・令和6年1月1日現在中央区に住民登録がない方 ・育児休業取得などにより、令和6年度の区市町村民税が未申告である方	9月利用の提出期限	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届（令和6年度の住民税課税自治体に申告した旨記載） ●令和6年度「住民税課税（非課税）証明書」
区市町村民税が変更になった方（未申告者の決定を含む）	変更（決定）があった月	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届（申告した旨記載） ●対象年度の「住民税課税（非課税）証明書」

## ④ ご家族に関する書類

変更内容が下表の場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と表内の提出書類をご提出ください。

変更内容	提出期限	提出書類
離婚（調停・協議）して別居することになった	離婚（調停・協議）した月	次のいずれかひとつの写し ●戸籍全部事項証明書（受理証明書） ●児童扶養手当証書 ●事件係属証明書（調停期日通知書）
（結婚などで）同居することになった	結婚（同居）を開始した月	（同居者の） ●保育の必要性を証明する書類 ●保育料を算定するための書類

※ 事件係属証明書（調停期日通知書）は直近のもので、調停中であることが確認できるものをご提出ください。提出後、離婚が成立したら戸籍全部事項証明書（受理証明書）または児童扶養手当証書を速やかにご提出ください。

※ 「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」には事由発生日もご記入ください。原則、事由発生日の翌月から保育料を再算定します。

**⑤ お子さんに関する書類**

変更内容が下表の場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と表内の提出書類をご提出ください。

変更内容	提出期限	提出書類
認可外保育施設の利用を開始した	利用開始月	◆受託証明書

- 認可外保育施設の利用を辞めた場合は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」にその旨を記載してご提出ください。提出がないまま保育園が内定または決定した場合は、内定取り消しまたは退園となります。
- お子さんの預け先の変更に伴い、保護者の就労状況も変更した場合は、併せて変更書類をご提出ください。(P54 ②参照)

**⑥ 支給認定証**

支給認定証の記載内容(①教育・保育給付認定区分、②保育必要量、③有効期間、④保育の必要性の事由)が変更になるときは、変更前の「支給認定証」を併せてご提出ください。

支給認定証を紛失した場合は「◆支給認定証再交付申請書」をご提出ください。

**5 希望園を追加したいとき、希望順位を変更したいときは・・・**

「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」の裏面に希望園・順位について記載してご提出ください。

新たに希望する希望園・順位を変更後の欄に記載して P12 ②の提出場所に提出することで、提出日の属する提出期間(P12①参照)の利用希望月から、変更後の希望園・順位で利用調整を行います。

また兄弟姉妹で入所(転園)を申し込んでいる場合の希望条件を変更する場合は「◆兄弟姉妹入所(転園)条件確認表」を併せてご提出ください。



## 2 待機中に妊娠がわかったとき

### 1 待機中に妊娠がわかったら、どのような手続きをすればいいですか？

下表の書類を P12 ②の提出場所にご提出ください。提出がないまま保育園が内定または決定した場合は、内定取り消しまたは退園となります。

提出期限	提出書類
分娩予定日の4カ月前まで	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
	●母子健康手帳の写し（表紙・分娩予定日の記載ページ）
	●支給認定証

※4月利用希望で申し込みされる方は、妊娠が確認できましたら、早急にご提出ください。

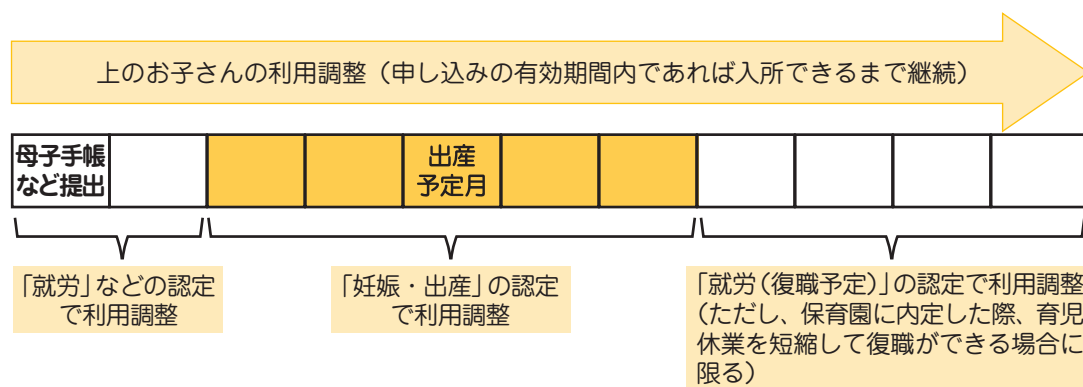
申し込みの有効期間は教育・保育給付認定における「妊娠・出産」の有効期間になります。有効期限の翌月の利用申込の提出期限までに必ず次のいずれかの手続きをしてください。

例えば、令和6年9月12日が分娩予定日の場合は、令和6年11月末まで（出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日）が教育・保育給付認定の有効期間（＝申し込みの有効期間）になるため、12月以降も申し込みを継続するためには、12月利用の提出期限まで（令和6年10月31日（木）17時まで）に手続きをする必要があります。

なお出産日が変更になった場合は、教育・保育給付認定の有効期間が変わる可能性がありますので、その際は速やかにお知らせください。

#### ①上のお子さんの申し込みを継続する場合

復職予定日より前に保育園が内定した際に、育児休業を短縮して復職できる場合は、上のお子さんの申し込みを継続することができます。





## 5章

待機している方へ

提出期限	提出書類
教育・保育給付認定有効期間の翌月の利用申込の提出期限まで (P12 ①参照)	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
	◆就労証明書(復職予定で、入所でき次第、育児休業を短縮して復職が可能であるもの)
	●支給認定証

◎下のお子さんの預け先が確保されていない場合は、上記の書類に加え、下のお子さんについても、別途「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」を提出し、保育園をお申し込みください。

なお兄弟姉妹のどちらか一方だけ内定した場合でも、必ず復職する必要がありますのでご注意ください。

### ②上のお子さんの申し込みを一旦中断する場合

復職予定日より前に保育園が内定した際に、育児休業を短縮して復職することができない場合は、上のお子さんの申し込みを継続することはできません。「妊娠・出産」の有効期間終了とともに申し込みの有効期間も終了となります。

その後、復職が可能になった段階で、改めてお申し込みください。

(復職が可能になった段階で再度申し込むとき)

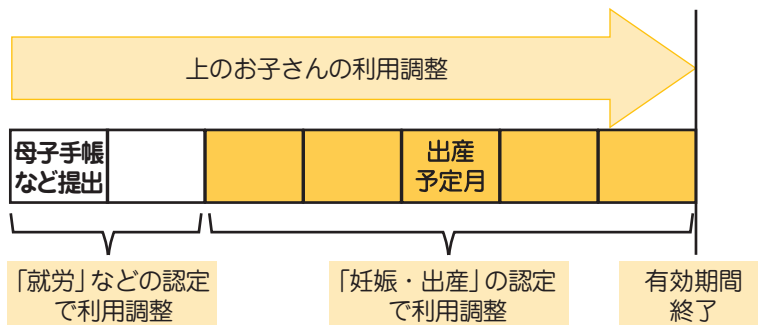
提出期限	提出書類
復職予定月の提出期限まで (P12 ①参照)	◆ P13~19を参照して該当する書類をご提出ください。

◎兄弟姉妹のどちらか一方だけ内定した場合でも必ず復職する必要がありますのでご注意ください。



③①、②の手続きをしない場合

「妊娠・出産」の有効期間は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日となります。有効期間の経過後、教育・保育給付認定および申し込みは有効期間終了となります。





### 3 居宅訪問型保育事業・期間限定型保育事業について

居宅訪問型保育事業とは、保育園に申し込み、待機となっている0歳児（57日以上）から2歳児クラスまでのお子さんを対象に、利用者の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を行う事業です。

期間限定型保育事業とは、保育園に申し込み、待機となっている1歳児クラスのお子さんを対象に、新規の保育園などが期間を限定して保育を行う事業です。

別途、申し込みが必要です。

それぞれの事業の詳細はP28～29および中央区ホームページをご参照ください。

居宅訪問型保育事業



期間限定型保育事業







# 6章

保育園に通うことと  
なった方へ





## 6章 保育園に通うこととなった方へ

### 1 利用開始後に提出が必要な書類があります

申し込みの際に「**保育の必要性を証明する書類**」を提出していただいておりますが、申込時と就労などの状況に差異がないことや、保育園の利用開始後においても保育が必要であることを確認させていただくため、以下のとおり入所後に書類の提出が必要となります。申込時と就労などの状況に差異がある場合や、期限までに書類の提出がなく、利用開始後においても保育が必要であることが確認できない場合は退園となります。

#### ①「復職予定」、「求職活動」で申し込みをした方

下表のとおり保護者（父母）の「**◆就労証明書**」をご提出ください。  
その他詳細については、入所決定後の通知文書でご案内します。

対象者	提出期限	証明日
復職予定で申し込みをした方	利用開始月の翌月中旬頃まで	復職日以降の日付
就労内定で申し込みをした方	利用開始月の翌月中旬頃まで	就労日以降の日付
求職活動で申し込みをした方	利用開始月を含む3カ月以内	就労日以降の日付

#### ②「就労」で申し込みをした方

保護者（父母）の「**◆就労証明書**」をご提出ください。自営業主（個人事業主）・経営者・会社役員・家族従業員は、これに加えて「**事業を営んでいることを証明する書類**」のBグループの書類を利用開始月分提出する必要があります。派遣社員の方は、労働者派遣契約書または就業条件明示書の写しを提出する必要があります。  
その他詳細については、入所決定後の通知文書でご案内します。

#### ③「妊娠・出産」、「疾病・障害」、「学校等に在学・職業訓練」などで申し込みをした方

詳細は入所決定後の通知文書をご確認ください。

#### ④申込時に認証保育所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設（ベビーシッター・一時預かりを含む）にお子さんを預けていて受託証明書などを提出した方

申込時から保育園の利用開始月まで、継続して利用していたことを確認するため、下表の書類をご提出ください。利用開始月までの間に、お子さんを預けていた認可外保育施設などを退所している場合や、領収書・利用記録の利用実績が足りない場合は、申込時と内定時または入所時の状況に差異があるため、退園となります。提出期限などの詳細については、入所決定後の通知文書でご案内します。

#### 提出書類

利用開始月まで認可外保育施設などを利用していたことが分かる次のうちいずれか1種類

- ◆受託証明書
  - ・領収書
  - ・利用記録
- } いずれか1種類

※ベビーシッター・一時預かりを利用していた方は、領収書または利用記録のどちらかを提出してください。

◎領収書および利用記録は、申し込み締め切り日以降、利用開始月までのものすべてが必要です。

◎申込時に、認可外保育施設などの受託証明書などを提出していない場合は、提出不要です。



### ⑤月極延長保育の申し込みをした方

保護者（父母）の「**保育の必要性を証明する書類**」と利用開始月の「**退勤時間がわかる書類**」の提出が必要です。「**退勤時間がわかる書類**」は、残業の有無に関わらずご提出ください。ただし「**◆就労証明書**」記載の退勤時間が午後6時30分以降の場合は「**退勤時間がわかる書類**」の提出は不要です。

## 2 お子さんの送迎について

- 送迎は保護者が決められた時間をお願いします。送迎の人や時間が変わる場合、お休みする場合は、必ず保育園に連絡してください。  
※きょうだいと同じ園に在園している場合は、きょうだい一緒に同じ時刻に送迎していただきます。
- 自転車の駐輪は通行の妨げにならないように注意してください。保育園には一日中自転車などを止めておく駐輪場はありません。
- 保育園には送迎用の駐車場はありません。お車での送迎はご遠慮ください。

## 3 「慣れ保育」のお願い

入所直後は、生活リズムの変化や不安から体調を崩したり、精神的に不安定（夜泣き・登園拒否など）になりがちです。

乳幼児突然死症候群（SIDS）などの事故は預け始めの時期が多く、特にきめ細かな注意が必要です。

保育園では重大事故防止や、お子さんの負担を軽くするため「慣れ保育」をお願いしています。お子さんの状況により、初日は1時間程度から開始し、1週間から2週間までを目安に個々に対応いたします。お子さんが保育園で安心して過ごすためにご協力をお願いします。

### ▶転園児について

新入所児と同様に新しい園・新しい保育士に少しずつ慣れることが必要です。転園されるお子さんにつきましても「慣れ保育」をお願いしています。

## 4 別の保育園に移りたいときはどうすればいいですか？

別の園に転園を希望するときは「**◆保育所転園申込書**」と「**保育の必要性を証明する書類**」（P14 ②参照）をご提出ください。

提出期間・提出場所などは入所申し込みと同様です（P12 参照）。

なお転園が内定した場合、元の園は退園になりますが「**◆保育所退所届**」の提出は不要です。

### 転園の申し込みに当たり、以下の点にご注意ください。

- 転園先に内定した場合は元の園には戻れません。転園を辞退した場合や、内定が取り消しとなった場合は、現在在園している園も退園になります。
- 現在の園にお子さんが慣れてきたなどの理由で転園の意思がなくなった場合は、必ず「**◆保育所入所（転園）申込取下届**」をご提出ください。  
なお取り下げとなるのは、提出日の属する提出期間（P12 ①参照）の利用希望月からとなりますのでご注意ください。
- 次の子の出産予定があり、転園の利用調整指数が「妊娠・出産」になる期間に、出産予定の届出がなく「就労」の指数で利用調整を行い内定した場合、申込時と内定時の状況に差異があるため、内定が取り消しとなります。その場合、現在在園している園も退園となります。



## 5 仕事で保育園のお迎え時間に間に合わないときは・・・(1歳児クラス以上対象)

お仕事などにより午後6時30分までのお迎え時間に間に合わない場合は、延長保育（延長保育の利用時間はP30参照）を利用することができます（保育料を滞納している方は利用できません。）。

保護者が就労していて、週3日以上継続してお迎え時間に間に合わない方は「月極延長保育」を、急な残業などによりお迎え時間に間に合わない方（月10日程度）は「スポット延長保育」をご利用ください（月極延長保育の申込方法はP18⑦参照）。なお延長保育は定員を設定しているため、利用できない場合があります。

「月極延長保育」が不要となった方は「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に「〇月から月極延長保育を利用しない」と記載して、利用解除を希望する前月末までに保育園にご提出ください。就労状況が変わった場合（転職、退職、勤務地移転など）や、次の子の妊娠など家庭状況が変わった場合は、月極延長保育の利用が解除となることがあります。詳しくは保育課保育入園係にお問い合わせください。

## 6 在園中にご家庭やお仕事の状況が変わったときは・・・

待機している方と同じ書類をご提出ください（P53『④ご家庭やお仕事などの状況が申込時と変わったときは・・・』参照）。

## 7 「妊娠・出産」認定期間中に入園した場合や、在園中に妊娠がわかった場合は、いつまで在園できますか？

出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日で退園となります。「◆保育所退所届」をご提出ください。

この際に「◆保育所退所届」に「第〇子の育児休業に入るため退園します。調整指数5番適用を希望します。」と記載してご提出ください。

復職が可能になった段階で再度申し込みをされるときに、利用調整基準表の調整指数5番「育児休業の取得により、一時退園し、育児休業明けに再度入所を申し込む場合」が適用されます。

ただし以下の場合引き続き在園（特例在園）できます。該当する書類をP12②の提出場所にご提出ください。

### ①「妊娠・出産」認定期間中に復職する場合

教育・保育給付認定における「妊娠・出産」の有効期間内に下表の書類をご提出ください。上のお子さんは引き続き保育園に在園することができます。

提出期限	提出書類
教育・保育給付認定の有効期限まで	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
	◆就労証明書（復職済のもの）
	●支給認定証



②下のお子さんの育児休業を取得しながら、上のお子さんの在園を希望する場合（特例在園）

育児休業はお子さんの育児のために休業する制度です。

そのため育児休業の対象となるお子さんのほか、育児休業の取得前に既に保育園に通っているお子さんについても、ご家庭での保育ができる状況となり保育園での保育が必要な状況ではなくなります。このことから原則として保育園は退園となりますが、特例として、既に保育園に通っているお子さんについては、以下の手続きにより継続して保育園に通うことができます。

対象となる方

現在、保育園に通っているお子さんの保護者で、育児休業を取得し、もとの就労先に復職する予定のある方です。

◎中央区外にお住まいで、中央区内在勤・在学要件（P46①参照）でご利用の方は対象外です。

申請方法

下表の書類を P12 ②の提出場所にご提出ください。

▶「妊娠・出産」認定期間中に入所した場合

提出期限	提出書類
教育・保育給付認定の有効期限まで	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
	◆産前産後休暇・育児休業届
	◆就労証明書（復職予定のもの）
	●支給認定証

▶在園中に妊娠がわかった場合

提出期限	提出書類
分娩予定日の4カ月前まで	◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届
	◆産前産後休暇・育児休業届
	●母子健康手帳の写し（表紙・分娩予定日の記載ページ）
	●支給認定証

◎月極延長保育の利用は、産前産後休暇・育児休業を取得開始する日の前日までとなります。月内に月極延長保育を解除する手続きを行ってください（P64⑤参照）。特例在園中は、月極延長保育は利用できません。

◎「◆産前産後休暇・育児休業届」は代表者名ではなく育児休業を取得する方の名前で記入してご提出ください。「◆産前産後休暇・育児休業届」を提出することにより、利用調整基準表（P32～33参照）の調整指数5番「育児休業の取得により、一時退園し、育休明けに再度入所を申し込む場合」は適用されなくなります。

◎産前産後休暇取得後、育児休業を取得せずに復職する場合は、復職後速やかにその旨を「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に記入し、復職済の就労証明書をご提出ください。



### 在園期間

継続して在園することができる期間は、出生児が1歳に達する年度の末日までです。それ以降も引き続き在園するためには、復職済の「**◆就労証明書**」の提出が必要となります。ただし出生児の入所の申し込みをして、入所できなかったためにやむを得ず育児休業を延長した場合は、保護者が復職できるまで、既に保育園に通っているお子さんは在園することができます。

### 【注意!】

育児休業中に退職した場合、保育を必要とする事由を「求職活動」に切り替える必要があります。

切り替え後、引き続き保育園に通う場合は、退職した日から3カ月以内に就労を開始し、速やかに「**◆就労証明書**」を提出する必要があります。

「**◆就労証明書**」の提出がない場合は退園となります。

切り替えの手続きについてはP53をご覧ください。

### 保育時間

育児休業中はご家庭でお子さんの保育が可能のため、早番（概ね午前7時30分～8時30分）・遅番（概ね午後5時～6時30分）にかかる時間帯のお預かりは原則できません。具体的な保育時間の設定については、通っている保育園の園長とご相談ください。産前産後休暇取得中も同様となります。

## 8 下の子の育児休業中です。上の子の転園を申し込むことはできますか？

可能です。下のお子さんの育児休業取得中に申し込みをしている場合は、上のお子さんの転園の利用調整は「妊娠・出産」の指数で行います。復職が確認でき次第「就労」の指数で利用調整を行います。

## 9 年に一度、書類の提出が必要です

### ①家庭状況届、保育の必要性を証明する書類

法令の定めにより、保育園を利用されている方は年に一度「**家庭状況届**」および「**保育の必要性を証明する書類**」を提出する必要があります。これは引き続きお子さんの保育が必要な状況であることを区が確認させていただくためのものです。対象となる方には個別に通知を配布しますので、必ずご提出をお願いします。

提出期限までに書類の提出がなく保育の必要性が確認できない場合や、審査の結果、保育が必要でないと判断された場合には、保育園は退園となります。

### ②保育料などを算定するための書類

保育料などは、毎年9月に現年度の区市町村民税課税額に合わせて切り替えます。

切り替えに当たり、区市町村民税が中央区で課税されていない方はP16 ④に記載の手続きを行ってください。





## 10 保育園を長期間お休みするときは

## ① お子さんがけがや病気のため、通園できないと見込まれるとき

お子さんのけがや病気のため、やむを得ずお休みする場合は、2カ月に限り保育を停止することができます。この間、保育料はかかりません。保育の停止については下表の書類を通っている保育園にご提出ください。

◆ 子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届

● 診断書の写し（病状と回復見込みの記載があるもの）

お休みできる期間は最長で2カ月までです。3カ月目の間に登園を開始できない場合は退園となります。

例：5月20日からお休みした場合

5/20	6/1	6/30	7/1	7/31	8/1	8/31	→ 8/31まで欠席 =退園
登園月	休園1カ月目 保育料 かからない	休園2カ月目 保育料 かからない	休園3カ月目 保育料 かかる				

上記のケースの場合、3カ月目に当たる8/31までに登園を開始しないと退園となります（8/31が保育園の閉園日であったとしても、退園となりますのでご注意ください。）。

## ② ご家庭の事情（保護者の里帰り出産などの自己都合）でお休みするとき

理由にかかわらず月の初日から2カ月を超えて1日も登園がない場合は退園となります。この場合、登園が一度もなくとも保育料は毎月かかります。

提出書類はありませんが、必ず保育園に伝えてください。

例：5月20日からお休みした場合

5/20	6/1	6/30	7/1	7/31	→ 7/31まで欠席 =退園
登園月	休園1カ月目 保育料 かかる	休園2カ月目 保育料 かかる			

上記のケースの場合、2カ月目に当たる7/31までに1日も登園がないと退園となります（7/31が保育園の閉園日であったとしても、退園となりますのでご注意ください。）。



## 11 区外へ引っ越すことになりました

転出した日の前日の属する月の末日まで在園可能です。翌月以降も引き続き中央区の保育園に通うことを希望する場合は転出した日の前日の属する月の末日までに転出先自治体にお申し込みください。手続きを行わない場合は退園になります。在園に当たっての条件など、詳細についてはP48②「中央区から転出後も引き続き中央区の保育園に通うことを希望する方」を必ずご参照ください。

## 12 保育園を退園します

「◆保育所退所届」をお子さんが通っている保育園にご提出ください。登園がなくても、「◆保育所退所届」の提出がなければ保育料が発生します。

また月の途中の退園でも1カ月分の保育料がかかります。

なお「◆保育所退所届」の提出に伴い、退園するお子さんの転園および月極延長保育を申し込みしていた場合「◆保育所入所（転園）申込取下届」をご提出ください。

「◆保育所退所届」を提出した後の撤回はできませんので、必ず退園の意思が固まってからご提出ください。



# 7章

保育料などについて





# 7章 保育料などについて

## 1 保育料・延長保育料はどのように払えばよいですか？

保育料などはすべての保育園で同様の算定方法となっていますが、下表のとおり支払先が異なります。

お子さんの預け先		保育料・延長保育料の支払先	
		保育料	延長保育料
区立	認可保育所	中央区	中央区
	認定こども園	中央区	中央区
私立	認可保育所	中央区	保育園
	認定こども園	保育園	保育園
	地域型保育事業	保育園	保育園

◎月途中で退園した場合でも、保育料、月極延長保育料は月額がかかります。

◎給食費（副食費）は令和5年度より無償化しています。

### 保育料などの納付は、口座振替をご利用ください

保育料などの納付は原則口座振替としていますので、内定後に送付する「認可保育所保育料預金口座振替（自動払込）依頼書」により口座振替の手続きをお願いします。

お手続き後、口座振替が可能となるまでお時間がかかる場合があります。手続きが完了するまでは、納付書でご納付いただきます。

## 7章

中央区へのお支払いで口座振替ができる金融機関はこちらをご確認ください。



### 保育料の滞納について

保育料は、保育園において保育を行うために必要となる財源です。保育料の支払いがない場合、保育に支障が生じるおそれがあります。そのため税などと同様に、滞納処分などの強い権限が法令により与えられています。

区では入所できなかったご家庭との公平性の観点からも、保育料を滞納しているご家庭への徴収強化に取り組んでいます。納付が困難な状況であればそのままにせず早めにご相談ください。

### 【注意！】

- 納期限までに納付が確認できない場合は、自宅宛に督促状・催告書をお送りするとともに、必要に応じて保護者や就労先に電話催告をします。
- 督促・催告にもかかわらず保育料を納付しない場合は、児童手当から保育料を徴収します。児童手当は徴収後の残額のみ支払われます。
- 児童手当から徴収できないときは財産（給与・預貯金など）を差し押さえます。その際、財産調査を実施しますので、給与・債権の照会時に就労先・取引先などへ滞納の事実が伝わります。

※滞納がある世帯は、利用調整において減算があるほか、月極延長保育などの利用が制限されます。



### スポット延長保育料の支払いについて

- 区立認可保育所（※公設民営園は除く）  
スポット延長保育利用券（5回分）を購入していただきます。園で納付書を受け取り、納付書に記載の金融機関でお支払いください。お支払い後、領収証書を園にお持ちいただき、スポット延長保育利用券をお渡しします。
- 公設民営園・私立認可保育所  
詳細は直接園にお問い合わせください。  
※公設民営園は八丁堀・堀留町・十思保育園、京橋・晴海こども園です。
- ◎ 卒園などの理由でお手元に使い切れなかったスポット延長保育利用券をお持ちの方は、返金手続きができます。詳細は中央区ホームページ「区立認可保育所のスポット延長保育の返金について」をご覧ください。

スポット延長保育料の返金について



## 2 保育料などの算定方法について

保育料などは前年度または現年度の「区市町村民税」を基に、上期と下期に分けて半期ごとに算定しています。この上期から下期への保育料の切り替え時期は毎年9月になります。

なお3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんおよび第2子以降のお子さんの保育料は無償化により0円となります。

（詳しくはP74「保育料の無償化について」をご参照ください。）

### ① 保育料の算定方法

算定根拠	各世帯の区民税所得割の合計額により決定	
算定期間	・(上期) 令和6年4月から令和6年8月まで → 令和5年度の区市町村民税 ・(下期) 令和6年9月から令和7年3月まで → 令和6年度の区市町村民税	
算定対象	父と母（※）またはそれ以外の扶養義務者 ※ 事実上の婚姻状態にある場合を含む	
区民税所得割額算定方法	① 区市町村民税所得割 + ② 配当控除額 ③ 住宅借入金等特別税額控除額 ④ 寄附金税額控除額 ⑤ 外国税額控除額 ⑥ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 ◎ この②～⑥のうち該当するものを加算  ◎ 所得割額が非課税の場合、均等割額で決定	= 保育料算定の基礎となる区民税所得割額

### ② 保育料を決定するために

#### 令和5年度・6年度の区市町村民税の申告がない場合

算定対象となる世帯員のどなたかお一人でも税申告がない場合、区市町村民税を基に保育料を算定することができないため、最高額（階層）で保育料を決定します。所得がなかった方についても、被扶養者として税申告されている方を除き、所得がない旨の税申告の手続きが必要となります。

遅れて税申告をした場合、速やかに変更の手続きを行ってください（P72③参照）。

#### 区外からの転入で、保育料算定の基となる年度の区市町村民税の課税権が中央区にない場合

対象年度の「住民税課税（非課税）証明書」をご提出ください。

※原則として1月1日に住んでいた自治体にその年度の課税権があります。

#### 海外からの転入で、保育料算定の基となる年度の区市町村民税の課税権がどの自治体にもない場合

区市町村民税相当額を算出するため、「◆年間収入申告書」および会社発行の給与支給証明書などをご提出ください。

外国語で記載された証明書などは、必ず和訳を添付してご提出ください。



### ③ 区民税所得割を保護者分で合算して、月額保育料・月極延長保育料一覧表に当てはめます

次に「区市町村民税所得割」を保護者分で合算して（祖父母などが同住所にいて、かつ「家計の主宰者」と判断される場合はその方の分も合算します。）、次のページの月額保育料・月極延長保育料一覧表のどの階層に該当するかを確認してください。

階層とお子さんの歳児クラスが交差する欄が、お子さんの月額保育料になります（月極延長保育を利用する場合、かっこ内の延長保育料が月額保育料に加算されます。）。

◎結婚、離婚などにより保育料算定内容が変更となった場合は、保育料を再算定します。その際は速やかに変更の手続きを行ってください（P55④参照）。

◎区市町村民税が変更となった場合には、現年度内に限り保育料の再算定を行います。その際は「**◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届**」および、申告（変更）内容が分かる書類（「**住民税課税（非課税）証明書**」など）を区にご提出ください。現年度を過ぎた場合には再算定を行うことはできません。

また再算定の結果、保育料が変更とならない場合もありますので、ご了承ください。

### ④ 保育料以外の費用

施設によっては、あらかじめその用途や額、徴収理由などをお示しした上で、遠足・制服などの料金を保育料に加えて徴収する場合があります。

その際、ご家庭の収入状況により、かかった実費の全部または一部を給付する制度があります。なお対象の世帯には区から通知を送付します。





## 7章 保育料などについて

### 月額保育料・月極延長保育料一覧表

◎かっこ内が月極延長保育料です。地域型保育事業の月極延長保育料は各事業所が設定します。

階層	保育料を決定する区分	3歳児クラス未満		3歳児クラス		4歳児クラス以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	区民税所得割非課税世帯	1,600 (600)	1,500	0 (600)	0	0 (600)	0
D 1	区 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	2万円未満	2,100 (600)	2,000	0 (600)	0	0
D 2		2万円以上 4万円未満	2,700 (600)	2,600	0 (600)	0	0
D 3		4万円以上 6万円未満	5,700 (900)	5,600	0 (900)	0	0
D 4		6万円以上 8万円未満	7,100 (900)	6,900	0 (900)	0	0
D 5		8万円以上 10万円未満	8,100 (900)	7,900	0 (900)	0	0
D 6		10万円以上 13万円未満	13,100 (1,300)	12,800	0 (1,300)	0	0 (1,300)
D 7		13万円以上 16万円未満	16,300 (1,600)	16,000	0 (1,300)	0	0 (1,300)
D 8		16万円以上 19万円未満	18,400 (1,800)	18,000	0 (1,300)	0	0 (1,300)
D 9		19万円以上 21万円未満	20,200 (2,000)	19,800	0 (1,500)	0	0 (1,500)
D10		21万円以上 23万円未満	21,800 (2,100)	21,400	0 (1,700)	0	0 (1,600)
D11		23万円以上 25万円未満	23,500 (2,300)	23,100	0 (1,800)	0	0 (1,800)
D12		25万円以上 27万円未満	25,000 (2,500)	24,500	0 (1,900)	0	0 (1,800)
D13		27万円以上 29万円未満	26,500 (2,600)	26,000	0 (2,000)	0	0 (1,800)
D14		29万円以上 30万円未満	27,800 (2,700)	27,300	0 (2,100)	0	0 (1,800)
D15		30万円以上 31万円未満	29,200 (2,900)	28,700	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D16		31万円以上 33万円未満	30,500 (3,000)	29,900	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D17		33万円以上 34万円未満	31,800 (3,100)	31,200	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D18		34万円以上 35万円未満	32,900 (3,200)	32,300	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D19		35万円以上 36万円未満	34,100 (3,400)	33,500	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D20		36万円以上 42万円未満	37,100 (3,700)	36,400	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D21		42万円以上 48万円未満	41,800 (4,100)	41,000	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D22		48万円以上 54万円未満	45,900 (4,500)	45,100	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D23		54万円以上 61万円未満	49,100 (4,900)	48,200	0 (2,200)	0	0 (1,800)
D24		61万円以上 69万円未満	51,500 (5,100)	50,600	0 (2,300)	0	0 (1,800)
D25		69万円以上 80万円未満	53,900 (5,300)	52,900	0 (2,400)	0	0 (1,900)
D26		80万円以上 91万円未満	56,400 (5,600)	55,400	0 (2,500)	0	0 (2,000)
D27		91万円以上 103万円未満	58,900 (5,800)	57,800	0 (2,600)	0	0 (2,100)
D28		103万円以上 116万円未満	61,400 (6,100)	60,300	0 (2,800)	0	0 (2,200)
D29		116万円以上	64,000 (6,400)	62,900	0 (2,900)	0	0 (2,300)

備考1 保育短時間の月極延長保育はありません。スポット延長保育をご利用ください。

2 スポット延長保育料は、次のとおりです。ただし、A・B階層の方は0円となります。

・保育標準時間の場合 18:30～19:30 400円

・保育短時間の場合 7:30～9:00 および 17:00～18:30 240円 18:30～19:30 400円

なお、19時30分以降のスポット延長保育料は、実施する施設へ直接お問い合わせください。

※ 月極延長保育料およびスポット延長保育料は第2子無償化の対象にはなりません。



### 3 保育料の無償化について

#### ①保育料について

保育園を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべてのお子さんの保育料が無償化されました。そのため3歳児クラス以降のお子さんの保育料については、0円と記載した保育料決定通知を送付いたします。

◎月極延長保育料・スポット延長保育料をはじめ、日用品・文房具などの購入に必要な費用、行事費などにかかる実費分は保護者の負担になります。

#### ②多子世帯の負担軽減について

同一世帯に生計を一にする兄または姉がいる場合、保育園に在園しているお子さんがその世帯の2人目(第2子)以降の場合はそのお子さんの保育料が無償となります(月極延長保育料およびスポット延長保育料は対象外です。)

該当する方の保育料はあらかじめ軽減した上で決定しますので、手続きは原則不要ですが、生計を一にする兄または姉が区外や別世帯(住民票)にいる場合は、区でお子さんの所在を確認できませんので、区にお申し出ください。

(例)

区分	2人兄弟姉妹の場合	3人兄弟姉妹の場合	4人兄弟姉妹の場合
小学生以上	第1子	第1子	第1子
3～5歳児クラス	—	—	第2子 無償
0～2歳児クラス	—	第2子 無償	第3子 無償
	第2子 無償	第3子 無償	第4子 無償

※3歳児から5歳児クラスの保育料および副食費は無償化しています。

### 4 給食費(副食費)の無償化について

令和5年度より3歳児クラスから5歳児クラスまでの給食費(副食費)を無償化しています。

◎区外から中央区の保育園を利用する方で、お住まいの自治体が給食費(副食費)を無償化していない場合は、給食費(副食費)として実費相当額を区または在籍施設が徴収します。

ただし、ご家庭の収入状況によっては給食費(副食費)免除の対象となります。詳細についてはお住まいの自治体にお問い合わせください。



## 5 ひとり親等世帯の保育料の負担軽減について

区市町村民税所得割課税額が77,100円以下であって、下表の世帯に該当する場合、第1子の保育料を半額とします（月極延長保育料は対象外です。）。該当する方は、下表の書類の写しをご提出ください。

対象世帯	必要書類
ひとり親世帯 (いずれかひとつ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戸籍全部事項証明書（受理証明書）</li> <li>●児童扶養手当証書</li> </ul>
右記の手帳または証書を 所持している方がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳</li> <li>●障害基礎年金証書</li> <li>●特別児童扶養手当証書</li> </ul>

## 6 保育料・月極延長保育料の減額について

下表のいずれかの項目に該当し生活に困窮している世帯は「**保育料・延長保育料減額申請書**」に書類を添付してご提出いただくことで、保育料・月極延長保育料が減額になることがあります。

書類は年度ごと、保育料の切り替えごとに提出してください。理由の程度によっては減額できないこともあります。

詳細は保育課保育入園係にお問い合わせください。

- ①生活保護を受けたとき
- ②区民税が非課税、免除、減額（均等割以下）、徴収猶予になったとき
- ③災害・盗難・横領により、多額の損失を受けたとき
- ④多額の医療費を支払ったとき
- ⑤働けない世帯員が増加したとき
- ⑥生計中心者が失業したとき
- ⑦収入が激減したとき







# 8章

重要事項





# 8章 重要事項

## 1 重要事項

### 1 保育園入所申し込みに関する重要事項の確認

#### ①申し込み前に

保育園のごあんないを読み、内容を十分理解した上でお申し込みください。

#### ②提出書類

入所申し込みに必要な書類は、提出期限までに必ずご提出ください。不足書類がある場合は利用調整の対象になりません。提出期限後に提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。

#### ③書類の記載内容の確認

提出された書類について、公簿に記載された情報の照会や、就労先などへの電話や訪問などによる調査を通じて確認することがあります。

#### ④申し込み後の内容変更

入所申し込み後に家庭状況（就労、妊娠・出産、住所、連絡先、保育状況など）の変更があった場合、必要書類を提出していただきます。速やかにお手続きください。書類が間に合わない場合や利用開始後に変更する予定の場合も必ずご連絡ください。入所の意思がなくなったときは、提出期限までに「◆保育所入所（転園）申込取下届」をご提出ください。

#### ⑤入所内定・入所決定の取り消し

ア 提出された「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」、「保育の必要性を証明する書類」に虚偽または事実と異なる記載が判明した場合は、内定取り消しまたは退園になります。  
イ 提出された「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」、「保育の必要性を証明する書類」の内容と入所内定または入所決定後の実態に差異がある場合は、内定取り消しまたは退園になります。

【「差異がある場合」の主な例】

項目	申込時の状況	内定または決定後の状況
保護者の状況	就労状況が週5日／1日8時間	就労状況が週3日／1日4時間
	復職予定	育児休業取得の会社に復職せず退職または転職
母の状況	申込時に出産の予定があったが書面による申告がなかった	出産予定月の前後2カ月の間に入所内定・決定
お子さんの状況	認可外保育施設で保育	内定前に認可外保育施設を退園 利用実績が週3日／1日4時間未満





## ⑥ 保育園の希望方法

希望園は、空き状況に関係なくいくつでも記入できます。通える範囲でお選びいただき、入所したい順にご記入ください（入所を希望しない園は記入しないでください。）。申し込みができない園を希望したとき（利用開始日時時点の年齢・月齢が保育実施年齢・月齢に満たない場合、分園・本園などでクラスが対象外の場合や希望園が認証保育所である場合など）は、該当園については自動的に取り下げとなります。兄弟姉妹で申し込みをする方は、「◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」の提出が必要です。

## ⑦ 育児休業からの復職を理由とする入所申し込み

- ア 復職とは育児休業を取得した就労先に職場復帰することです。育児休業中または終了後に復職せず退職（転職含む）した場合や、入所した月の月末までに復職できない場合、復職が確認できない場合は、内定取り消しまたは退園になります。
- イ 利用希望月に入所が内定せず育児休業を延長した方で、延長後の復職予定日より前に入所が内定しても復職ができない場合は、「◆保育所入所（転園）申込取下届」を利用希望月の提出期限までに提出し、申し込みを取り下げてください。再度利用を希望する場合は、延長後の復職予定月から改めて申し込みが必要です。
- ※ 期限までに「◆保育所入所（転園）申込取下届」の提出がなく、内定後に復職できないことが確認された場合は、内定が取り消しとなるとともに、申し込みは自動的に取り下げとなります。また、その際に区から通知はいたしません。

## ⑧ 中央区に転入予定の方の入所申し込み

- ア 利用希望月の前月末までに転入することがわかる書類（「◆中央区への転入誓約書」および不動産の売買（賃貸借）契約書の写し）の提出が必要です。
- イ 利用調整を行う歳児クラスを判定するため、申込児童の生年月日が確認できる書類の提出が必要です。
- ウ 転入予定で入所申し込みをした方は、入所が内定したかどうかにかかわらず、利用希望月の前月末の最終開庁日17時までに転入の届出および中央区民としての申請（転入再申請）が必要です。手続きがない場合、翌月以降の利用調整（申し込みを取り下げ、再度の申し込みをした場合も同様）については、中央区民の利用調整を終えた後に行います。また、入所が内定した場合でも、転入の届出および転入再申請がなければ内定辞退とみなします。内定辞退の取り扱いは、中央区民と同様です。
- エ 保留通知書などの利用調整結果に係る書類は、転入再申請の手続き後に発行します。転入再申請の手続きを行わない場合は発行できません（「希望する保育園に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合も含まれます。）。

## ⑨ 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのあるお子さんの入所申し込み

- ア 健康状態調査書の提出が必要です。
- イ 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなど、気になることがあるお子さんについては、保育園の受け入れ体制が整わないなどの理由で、入所希望園の変更や、登園開始が利用希望月の初日からとは限らない場合があります。また、その申し出がなく内定後に判明した際は、一旦内定を取り消した上で、改めて入所先の保育園を調整するため、ご希望の入所時期にご案内できない場合があります。食物アレルギーについても、事前にお申し出ください。



### ⑩利用調整

- ア 利用調整は、提出期限までに提出された書類を基に行います。提出期限後に提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。
- イ 就労条件（就労日数、就労時間）に変更があった場合は、「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」および「◆就労証明書」の提出が必要です。
- ウ 利用調整は、「◆就労証明書」などに記載されている内容で行います。時間短縮勤務を終えて通常就労時間での就労となった場合は、「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」および時間短縮勤務終了について記載した「◆就労証明書」の提出が必要です。提出がない場合は、時間短縮勤務の就労時間数で基本指数を決定し、利用調整を行います。
- エ 就労内定で申し込み後に就労を開始した場合は、「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」、就労開始後の「◆就労証明書」および支給認定証の提出が必要です。提出がない場合は、就労内定の基本指数で利用調整を行います。
- オ 求職活動で申し込み後に就労先が決定または就労を開始した場合は、「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」、就労開始後の「◆就労証明書」および支給認定証の提出が必要です。提出がない場合は、求職活動の基本指数で利用調整を行います。
- カ 中央区に在勤・在学（予定を含む）での申し込みの場合並びに転入予定で申し込みをし、利用希望月の前月末までに転入および転入再申請が行われなかった場合の利用調整については、中央区民の利用調整の後にを行います。
- キ 保育料の滞納がある場合、利用調整指数が大幅に減点となります。申し込み前に必ず納付を済ませてください。
- ク 「◆就労証明書」の証明内容に対して、就労実績や収入実績に整合性がない場合は、利用調整指数が減点となります。
- ケ 利用希望月に入所保留となった場合、申込有効期間内であれば翌月以降も利用調整を行います（申込書の有効期間については、⑫教育・保育給付認定の有効期間、⑬「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」の有効期間をご参照ください。）。

### ⑪支給認定証の交付

保育の必要性が認定された方には、支給認定証を発行します。支給認定証は、利用調整結果には関係なく、保育が必要と認められた方全員に交付します。なお、教育・保育給付認定の審査結果は、利用調整の結果と同時期にお知らせします。

### ⑫教育・保育給付認定の有効期間

教育・保育給付認定の保育を必要とする事由により、認定の有効期間が異なります。有効期間が終了する前に「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と「保育の必要性を証明する書類」をご提出ください。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。認定の有効期間が終了した場合、入所申し込みについても有効期間終了となりますのでご注意ください。また、転出した場合は、原則として転出した日の前日の属する月の末日をもって取り消します。



### ⑬◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書の有効期間

「◆子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」および添付書類の有効期間は、教育・保育給付認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日（12月～2月を除く）のうちいずれか早い日までとなります。引き続き入所を希望される場合は、有効期間終了前に改めて申し込みが必要です。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。また転出した場合も転出した日の前日の属する月の末日をもって有効期間終了となります。

### ⑭入所内定の辞退

入所内定を辞退する場合、「◆保育所入所(転園)申込取下届」を内定月の前月末までに必ずご提出ください。内定を辞退した月から1年間は、利用調整における調整指数の加算および優先順位は適用されません。

例：令和6年5月利用調整の内定を辞退した場合は、令和7年4月利用調整まで

なお、入所を再度希望する場合は、改めて申し込みが必要となります。

### ⑮入所前の面接・健康診断

内定後、入所前に保育園長との面接および園医によるお子さんの健康診断を行います。その結果、集団保育になじまない状況が確認できた場合、内定が取り消しになることがあります。なお入所前の面接と健康診断を受けてから登園開始となります。

### ⑯保育園への情報提供

保育園に内定した場合、提出された「◆就労証明書」などの書類について、入所が内定した保育園へ情報提供します。また、入所後においても就労状況や家庭状況などの変更があった場合は、随時情報提供します。

### ⑰利用開始後の書類提出

入所後、お子さんの保育が必要である状況を確認するため、「◆就労証明書」などを提出していただきます。なおその後も家庭状況（就労、妊娠・出産、住所、連絡先、保育状況など）に変更があった場合、必要書類を提出していただきます。速やかにお手続きください。

食物アレルギーのあるお子さんは、入所決定後に保育園に必要な書類を提出していただきます。

### ⑱その他

この申し込みに係る審査のため、住民基本台帳に記載された情報及び給付認定に必要な課税情報の確認をすることに同意します。



## 2 保育園転園申し込みに関する重要事項の確認

### ①申し込み前に

保育園のごあんないを読み、内容を十分理解した上でお申し込みください。

### ②転園内定・転園決定の取り消し

ア 提出された「◆保育所転園申込書」、「保育の必要性を証明する書類」に虚偽または事実と異なる記載が判明した場合は、内定取り消しまたは退園となります。

イ 提出された「◆保育所転園申込書」、「保育の必要性を証明する書類」の内容と転園内定または転園決定後の実態に差異がある場合は、内定取り消しまたは退園となります。

アまたはイに該当した場合、元の園には戻れないため、退園となります。

### ③転園内定の辞退

転園の申し込み後、転園先に内定した場合は、元の保育園には戻れず、退園となります。そのため、転園を辞退する場合は、現在通っている保育園も退園となります。転園の意思がなくなったときは、「◆保育所入所（転園）申込取下届」を速やかにご提出ください。なお取り下げとなるのは、提出日の直近の締切日となる希望月からとなります。

### ④◆保育所転園申込書の有効期間

利用希望月に転園が保留となった場合、「◆保育所転園申込書」の有効期間内であれば翌月以降も利用調整を行います。申込書および添付書類の有効期間は、教育・保育給付認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日（12月～2月を除く）のうちいずれか早い日までとなります。引き続き転園を希望される場合は、申込期間が終了する前に改めて申し込みが必要です。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。

### ⑤利用調整

P80 ⑩利用調整をご覧ください。

### ⑥育児休業取得中の方の利用調整

既に保育園に通っているお子さんの弟・妹の育児休業を取得している場合、上の子の転園の利用調整は妊娠・出産の指数で行います。復職が確認でき次第、就労の指数で利用調整を行います。

### ⑦疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのお子さんの転園申し込み

入所申込と同様です。P79 ⑨疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどのお子さんの入所申し込みをご覧ください。

### ⑧兄弟姉妹で転園申し込みする方

「◆兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」の提出が必要です。

### ⑨転園先で月極延長保育の利用を希望する方

「◆月極延長保育申込書」の提出が必要です。



### 3 入所後および転園後の手続きなどに関する重要事項の確認

#### ① 保育園で保育を行う日と時間

- ア 保育園に在園できる期間は、保護者の保育が必要な状況により異なります。
- イ 保育時間は保育園の開所時間とは異なります。入所後、「◆就労証明書」記載の就労時間に基づき、園長がご家庭の状況（保護者の就労の実態など）をお伺いして決定します。
- ウ 保育園は保護者の就労や疾病などの理由で保育を必要とするお子さんを保護者に代わって保育するところです。したがって、買い物、家事、余暇および習い事のために保育園を利用することはできません。

#### ② お子さんの送迎について

送り迎えは保護者が決められた時間にお願いします。（詳しくは P63 ② をご覧ください。）

#### ③ 「慣れ保育」について

入所（転園）後には「慣れ保育」をお願いします（詳しくは P63 ③ をご覧ください。）。

#### ④ 育児休業中の保育園の利用

- ア 入所後に出産し育児休業を取得する場合、ご家庭でお子さんを保育できる状況となりますが、事前に「◆子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」、「◆産前産後休暇・育児休業届」、母子健康手帳の写し（表紙・分娩予定日の記載ページ）および支給認定証を提出することにより、原則として、育児休業の対象となるお子さんが1歳に達する年度の末日まで在園することができます。ただし、月極延長保育の利用は産前産後休暇・育児休業を取得開始する日の前日までとなります。月内に延長保育を解除する手続きを行ってください。
- イ 育児休業中はご家庭でお子さんの保育が可能なため、早番（おおむね午前7時30分～8時30分）・遅番（おおむね午後5時～6時30分）にかかる時間帯のお預かりは、原則できません。具体的な保育時間の設定については、通っている保育園の園長とご相談ください。産前産後休暇取得中も同様となります。  
なお保育時間が短縮されることで、保育必要量を「保育標準時間」から「保育短時間」へ変更することができます（詳細は P11、手続きについては P53 ④ をご覧ください。）。

#### ⑤ 引き続きの保育園の利用

年に一度、保護者の方のお仕事の状況などについて「家庭状況届」および「保育の必要性を証明する書類」を提出いただき、引き続きお子さんの保育が必要な状況であることを確認させていただきます。提出期限を過ぎても提出がなく、保育の必要性が確認できない場合、保育園は退園になります。





### ⑥ 中央区外へ転出した後の保育園の利用

- ア 中央区外に転出した場合、転出した年度内は在園を認めます。ただし、転出した日の前日の属する月の末日までに転出先自治体での手続きが必要です。
- イ 次年度以降、区内に保護者（父母）のどちらかが在勤・在学しており、私立認可保育所または私立認定こども園の3～5歳児クラスであれば、継続して在園できます。
- ウ 延長保育（スポット延長保育も含む）は利用できません。

### ⑦ 保育料の算定について

区市町村民税が中央区で課税されていない方は、マイナンバーで課税額を照会するため、課税自治体で区市町村民税の申告をしてください。海外にいたなどの理由で、区市町村民税が課税されていない方は、「◆年間収入申告書」（中央区ホームページからダウンロードできます。）に給与支給証明書を添付してご提出ください。区市町村民税所得割額を推計した上で、保育料を算定します。なお申告していなかったり、書類が提出されていない場合は、保育料は最高額で決定します。保育料は年度内であれば変更可能ですが、年度が変わった時点で変更することはできません。修正申告や更正の請求による変更も同様です。

### ⑧ 保育料の減額について

収入が激減するなどの家庭状況の変化で生活に困窮している方は、申請により保育料が減額になることがあります。原則として申請のあった月の翌月から減額を適用します（4月および9月については同月内から適用）。なお、年度をさかのぼって減額を行うことはできません。

### ⑨ 保育料の徴収について

- ア 月途中の退園や月に一度も登園がなかった場合も、1カ月分の保育料がかかります。
- イ 保育料は、納期限までに納めてください。納付が確認できない場合は、自宅宛てに督促状・催告書をお送りするとともに、必要に応じて保護者や就労先に電話催告をします。
- ウ 督促・催告にもかかわらず保育料を納付しない場合は、児童手当から保育料を徴収します。児童手当は徴収後の残額のみ支払われます。
- エ 児童手当から徴収できないときは、財産（給与・預貯金など）を差し押さえます。その際、財産調査を実施しますので、給与・債権の照会時に就労先・取引先などへ滞納の事実が伝わります。
- オ 滞納がある世帯は、利用調整において減算があるほか、月極延長保育などの利用が制限されます。

### ⑩ 退園について

- ア 入所した月に登園が一度もなかった場合、または登園がないまま2カ月を経過した場合は退園になります。
- イ ご家庭でお子さんを保育できる状況となった場合は退園になります。



# 9章



その他





# 9章 その他

## 1 その他

### 1 認証保育所保育料の補助

認可保育所の入所基準を満たし、認証保育所にお子さんを預けている保護者の方の経済的負担を減らすため、認証保育所に支払う保育料の一部を補助します。

ただし、幼児教育・保育の無償化により、0歳児から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯および3歳児から5歳児クラスまでの世帯については、「子育てのための施設等利用給付認定」を別途受けていただく必要があります。

〈補助金額〉

認証保育所保育料【A】（※）と認可保育所保育料【B】の差額に応じて下表のとおり補助金額を決定します。

（※ 認証保育所保育料は、月額基本保育料で月220時間契約を上限とします。）

〈0歳児から2歳児クラスまでの課税世帯〉

保育料差額（【A】－【B】）	補助金額（月額）	
	第1子	第2子以降
1円以上 5,000円未満	支給なし	支給なし
5,000円以上 10,000円未満		5,000円
10,000円以上 15,000円未満	10,000円	10,000円
15,000円以上 20,000円未満		15,000円
20,000円以上 25,000円未満	20,000円	20,000円
25,000円以上 30,000円未満		25,000円
30,000円以上 35,000円未満	30,000円	30,000円
35,000円以上 40,000円未満		35,000円
40,000円以上 45,000円未満	40,000円	40,000円
45,000円以上 50,000円未満		45,000円
50,000円以上 55,000円未満	50,000円	50,000円
55,000円以上 60,000円未満		55,000円
60,000円以上	60,000円	

〈0歳児から2歳児クラスまでの非課税世帯〉

保育料差額（【A】－【B】）	補助金額（月額）	
	第1子	第2子以降
1円以上 42,000円未満	認証保育所の保育料	
42,000円以上 45,000円未満	42,000円	42,000円
45,000円以上 50,000円未満		45,000円
50,000円以上 55,000円未満	50,000円	50,000円
55,000円以上 60,000円未満		55,000円
60,000円以上	60,000円	



詳しくは区ホームページをご参照ください。



**認証保育所保育料の補助**

<3歳児から5歳児クラスまでの世帯>

保育料差額（【A】－【B】）	補助金額（月額）	
	第1子	第2子以降
1円以上 37,000円未満	認証保育所の保育料	
37,000円以上 40,000円未満	37,000円	
40,000円以上 45,000円未満	40,000円	40,000円
45,000円以上 50,000円未満		45,000円
50,000円以上	50,000円	

上記の内容は、令和5年9月1日時点のものです。

申請方法などの詳細につきましては、認証保育所保育料補助金のおしらせ冊子や中央区ホームページをご覧ください。下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】 保育課保育運営係  
電話 (3546)5422

**（参考）区内認証保育所 一覧**

令和5年8月1日現在

保育園名	所在地	電話	定員	年齢					
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
① ポピンズナーサリー スクール京橋	銀座1-25-3 京橋プラザ1F	(3538)2101	40	6	8	7	6	8	5
② グローバルキッズ 新川園	新川2-16-10 プライムアーバン新川3F	(3553)4141	40	5	8	9	8	10	
③ アスク人形町駅前保育園	日本橋人形町3-4-14 FORECAST人形町PLACE2F	(5649)8019	40	6	9	11	6	4	4
④ グローバルキッズ 水天宮前園	日本橋箱崎町44-7 箱崎YMビル	(3662)1717	40	6	7	7	7	13	
⑤ ニチイキッズさわやか 日本橋浜町保育園	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町 2F	(3249)7141	25	6	9	10	-	-	-
⑥ マミーズエンジェル 月島保育園	月島1-2-13 ワイスビルディング 1F	(3534)8288	33	4	9	10	5	5	
⑦ ちゃいれっく 月島駅前保育園	月島1-3-2 佃権月島ビルディング 3F	(5548)2308	50	9	12	11	18		
⑧ さくらさくみらい 月島	月島2-18-2	(6225)0239	27	9	9	9	-	-	-
⑨ ピノキオ幼児舎月島園	月島4-18-3 クイーンズハウス 1F	(3532)5370	20	7	5	8	-	-	-
⑩ ニチイキッズさわやか プラザ勝どき保育園	勝どき1-1-1 プラザ勝どき 1F	(3532)6730	60	6	12	12	10	10	10
⑪ アスク晴海保育園	晴海1-8-16 晴海トリトン 2F	(5546)1325	60	10	12	11	11	16	
<b>合計</b>			435	74	100	105	156		

◎ニチイキッズさわやかプラザ勝どき保育園は、令和7年3月31日閉園予定です。

◎申し込みや問い合わせは、各認証保育所で受け付けし、保護者と園が直接利用契約を締結します。保育料についても各認証保育所が各々設定し徴収します。

◎認証保育所とは、施設内容や人員配置など一定の水準を確保している施設として東京都が認証した保育所です。

◎区外の認証保育所も対象になります。



(参考)区内認証保育所 一覧

- ① ポピンズナーサリー  
スクール京橋
- ② グローバルキッズ新川園
- ③ アスク人形町駅前保育園
- ④ グローバルキッズ  
水天宮前園
- ⑤ ニチイキッズさわやか  
日本橋浜町保育園
- ⑥ マミーズエンジェル  
月島保育園
- ⑦ ちゃいれっく月島駅前  
保育園
- ⑧ さくらさくみらい 月島
- ⑨ ピノキオ幼児舎月島園
- ⑩ ニチイキッズさわやか  
プラザ勝どき保育園
- ⑪ アスク晴海保育園





## 2 子ども家庭支援センター「きらら中央」

名称	所在地	受付日時	電話
子ども家庭支援センター 「きらら中央」	【令和6年6月30日まで】 勝どき1-4-1 3F 【令和6年7月1日から】 明石町12-1 4F	・毎日 (祝日・年末年始を除く) ・午前9時～午後6時	(3534) 2103 ※令和6年7月1日 以降は未定
【令和6年7月1日から】 勝どき分室	勝どき1-4-1 3F	・毎日 (祝日・年末年始を除く) ・午前9時～午後6時	(3534) 2103
日本橋分室	日本橋蛸殻町1-31-1 日本橋区民センター1F ※令和6年10月に2Fに移設 予定	・月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) ・午前9時～午後5時	(3666) 4267
十思分室	日本橋小伝馬町5-1 十思スクエア1F	・月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) ・午前9時～午後5時	(3665) 6530

◎ 以下の①～⑥の事業は、ご利用前に登録・申請などの手続きが必要です。

## ①一時預かり保育

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの場合に一時的にお子さんを預かりする「一時保育」と保護者の出産や入院などの緊急な理由によりお預かりする「緊急保育」の2つの事業があります。

- 利用対象：0歳（生後57日）～6歳（未就学児）
- 利用時間：
  - ・一時保育 午前9時～午後5時（1時間単位で利用）
  - ・緊急保育 午前9時～午後5時（1日単位で利用、原則2日以上30日以内）
- 利用場所：子ども家庭支援センター  
同センター日本橋分室、同センター十思分室
- 利用料金：
  - ・一時保育 1時間 800円
  - ・緊急保育 1日 2,000円（減免制度あり）

◎ 京橋こども園（3564-5532）、晴海こども園（3534-3553）、まなびの森保育園銀座（6264-4650）、阪本こども園（6661-9080）、昭和こども園（5542-1731）でも運営事業者の独自事業として一時預かり保育を実施しています。

詳細は各園までお問い合わせください。

◎ 幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。（P93参照）

詳細は中央区ホームページをご確認ください。



## ②トワイライトステイ

就労などの理由により帰宅が夜間となる場合にお子さんをお預かりします。

- 利用対象：2歳～小学校6年生
  - 利用時間：午後5時～10時
  - 利用場所：子ども家庭支援センター
  - 利用料金：1回2,000円（減免制度あり）  
夕食代 1食400円（持ち込みも可）
- ◎京橋こども園（3564-5532）でも運営事業者の独自事業としてトワイライトステイを実施しています。  
詳細は園までお問い合わせください。  
[問い合わせ先] 子ども家庭支援センター「きらら中央」

## ③子どもショートステイ

保護者の疾病などの理由により養育が一時的に難しくなったときに、区が委託する施設または協力家庭で短期間お子さんをお預かりします。

- 利用対象：
    - ・乳児院 原則生後57日目～3歳
    - ・児童養護施設 2歳～中学校3年生
    - ・協力家庭 2歳～小学校6年生
  - 利用期間：
    - ・乳児院、児童養護施設 原則7日（6泊7日）以内
    - ・協力家庭 原則3日（2泊3日）以内
  - 利用料金：1泊2日 6,000円（減免制度あり）  
以降1日増えるごとに3,000円加算
- [問い合わせ先] 子ども家庭支援センター相談担当係長

## ④病児・病後児保育

就労などの理由により、入院加療の必要のない病中または病気回復期のお子さんを家庭で看護することができないときに、区が委託する病児・病後児保育室でお預かりします。

- 利用対象：生後7カ月～小学校3年生
- 利用場所：以下のとおりです。

### ▶病児・病後児保育室

名称	所在地	定員	電話
聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナーサリー	明石町2-14	6人	(5550)7111
病児・病後児保育室 ゆめみらい	晴海1-8-16 晴海トリトンスクエア3F	6人	(6221)3357





## ▶病後児保育室

名称	所在地	定員	電話
ニチイキッズさわやか 日本橋浜町保育園	日本橋浜町3-3-1 トルナーレ日本橋浜町2F	4人	(3249)7141
勝どき小児クリニック 病後児保育室	勝どき1-3-1 Brillia ist Tower 勝どき3F	6人	(5166)0152

●利用料金：2,000円（助成制度あり）

◎ 幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。（P93参照）

詳細は中央区のホームページをご確認ください。

[問い合わせ先] 子ども家庭支援センター事業係

#### ⑤ 育児支援ヘルパー

育児や家事の支援を必要とする家庭に、区と契約した事業者からヘルパーを派遣します。

- 利用対象：出産前（母子健康手帳交付時）～出産後6カ月に達するまでの乳児がいる家庭
- 利用日時：日曜、祝日、年末年始を除く日
- 利用時間：午前8時～午後6時の間で1日2時間または3時間
- 利用日数：1回の妊娠につき15日。別途、出産後の多胎児対応あり。
- 利用者負担金：利用時間および所得により異なります。

[問い合わせ先] 子ども家庭支援センター事業係

#### ⑥ 緊急一時保育援助事業

保護者の入院などの理由により、家庭での保育が一時的に困難になったときに、区と契約した事業者からベビーシッターを派遣します。

- 利用対象：生後4カ月～6歳（未就学児）
- 利用期間：原則として1カ月以内（日曜、祝日、年末年始を除く）
- 利用時間：午前8時～午後6時の間で9時間以内
- 利用者負担金：利用時間および所得により異なります。

[問い合わせ先] 子ども家庭支援センター事業係



### ⑦ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）

一時的な保育が必要な保護者や共同保育（ベビーシッターと家庭内で一緒に保育を行うこと）を必要とする保護者に対し、東京都が認定しているベビーシッターを利用する場合の利用料を助成します。

- 利用対象：満6歳に達する年度の末日までのお子さん
- 利用日時：毎日 午前7時～午後10時
- 助成上限：1時間当たり 2,500 円、お子さん1人当たり月 12 時間（多胎児の場合はお子さん1人当たり月 24 時間）

◎上記は令和5年度の情報です。詳細は中央区ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】 パーソルワークスデザイン株式会社 中央区ベビーシッター事業事務局 0120-503-487

## 3 中央区ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けが必要な方（依頼会員）と子育ての手助けができる方（提供会員）がそれぞれ会員になり、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動です。利用を希望する場合は中央区ファミリー・サポート・センターに事前に連絡の上、登録する必要があります。

### ① 対象年齢

区内在住の生後57日～小学校6年生

### ② 利用料金（活動謝礼金）

1時間につき800円（早朝・夜間・休日など1,000円）

◎ 幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。

詳細は中央区ホームページをご確認ください。（P93参照）

### ③ 援助内容

- 保育園、幼稚園、学童クラブなどの送り迎え
- 保育園などが終わってからの子どもの預かり
- 保護者の用事やりフレッシュの際の預かり など
- ◎ 活動場所は原則として提供会員宅となります。依頼会員宅への送迎は産前産後時などに限ります。
- ◎ 提供会員は地域のボランティアの方々です。内容によっては対応できない場合があります。
- ◎ 詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】 中央区社会福祉協議会「中央区ファミリー・サポート・センター」  
電話 (3206)0120



#### 4 認可外保育施設などの幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化により「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた方で、自治体による確認を受けた施設を利用されている方は、施設の利用料が無償化の対象となります（利用施設により上限額は異なります。）。詳しくは中央区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 「施設等利用給付の認定」について・・・・・・・・・・ 保育課保育入園係

電話 (3546) 5227・5387・9587



「施設等利用給付認定の給付（請求）」について・・ 保育課保育運営係

電話 (3546) 5422

区立・私立幼稚園など



認可外保育施設など



認可外保育施設で、令和6年10月以降、国が定める基準を満たさない施設は利用料無償化の対象ではなくなります。

詳しくは、中央区ホームページをご覧ください。







# 10章

記入例



# 1 子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書

第1号様式（第4条関係）  
第1号様式（第3条関係）

## 子どものための教育・保育給付 認定申請書 兼 保育所入所申込書

令和 5 年 11 月 22 日

(宛先) 中央区長

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付認定について、次のとおり申請します。

(宛先) 中央区福祉事務所長

児童福祉法による保育所への入所を次のとおり申し込みます。

住 所	東京都中央区 築地 1 丁目 1 番 1 号 111 号室					
<small>※法人にあつては、主たる事務所の所在地及び子どもの住所</small>						
前年・本年1月1日現在の住所 (上記と異なる場合のみ記入)	(4月～8月利用：前年) 江東区豊洲 1-2-3-101 (9月～3月利用：本年) (父親住所) 宮城県仙台市青葉区中央 3-4-5					
ふりがな	ちゅうおう たろう					
申請者 (保護者) 氏名	中央 太郎		電 話	携帯(父) 090 (0000)XXXX □主な連絡先 携帯(母) 080 (△△△△)XXXX ✓主な連絡先 自宅 03-0000-XXXX		
<small>※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名</small>						
家族の状況 ※家族以外に同居する家族も記入してください。						
氏名	との続柄	生年月日	職業、学校、 保育園等	同居 別居 の別	認定 区分	個人番号 (マイナンバー)
※保育を希望する児童の数を○で囲んでください。						
1	父	昭平 (36 歳) 62年11月11日	会社員 (単身赴任中)	同 (別)	2号	1234△× △89012
2	母	昭平 (34 歳) 元年2月2日	公務員	同・別	2号	111△×2 223333
3	本人	昭平 (4 歳) 令31年4月4日	認証 保育所	同・別	2号 3号	987654 3△×△×△
4	本人	昭平 (1 歳) 令4年3月3日	無認可 保育所	同・別	2号 3号	444△×△ 556666
5	弟・妹	昭平 ( 歳) 令6年7月7日	出生 予定	同・別	3号	今後生まれる 子ども記載
6		昭平 ( 歳) 令 年 月 日		同・別	2号 3号	
申請理由 <input type="checkbox"/> 就労 <input checked="" type="checkbox"/> 復職 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・負傷・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 学校等に在学 <input type="checkbox"/> 職業訓練 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
具体的状況 父は単身赴任中で、母は育児休業から復職するため					保育短時間 (9時から17時までの)希望	
希望する期間 令和 6 年 4 月 初日 から 令和 年 月 末日					小学校就学前まで	
希 望 園 名	第1希望	P20～25の保育園一覧を参考に対象年齢(クラス)を確認したうえで記載してください。 (0歳児、分園、本園などは注意)				
	第2希望					
	第3希望					
	第4希望					
	第5希望					
	第6希望					
	第7希望					
	第8希望以下の希望がある場合は、別紙を付けてください。					
書類持参： <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 使者 <input type="checkbox"/> 代理人(委任状) 番号確認： <input type="checkbox"/> 番号C <input type="checkbox"/> 通知C <input type="checkbox"/> 番号記載の住民票 <input type="checkbox"/> 本人同意により職権記載 <input type="checkbox"/> 拒否 身元確認：1点( <input type="checkbox"/> 番号C <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 在留 <input type="checkbox"/> 他( )) 2点( ) <input type="checkbox"/> 拒否						





保護者の状況

保育を必要とする事由		父の状況	母の状況	
就労 ※産休・育 休中を含む	就労先の所在地	宮城県仙台市青葉区 ●-●-●	中央区勝どき ●-●-●	
	就労先の名称	株式会社●●●●●仙台支店	●●●●小学校	
	勤務時間等	日数： 20 日/月 時間： 8時間/日	日数： 16 日/月 時間： 6 時間/日	
	仕事の内容	営業 休憩時間を 含めた時間	教員	
就労以外	該当する事由	<input type="checkbox"/> 学校等に在学 <input type="checkbox"/> 疾病・負傷・障害 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 学校等に在学 <input type="checkbox"/> 疾病・負傷・障害 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産
	事由の現況	日数： 日/月 時間： 時間/日	日数： 日/月 時間： 時間/日	
	具体的内容			
	障害者手帳の有無	( 手帳 ) ( 級・度 )	( 手帳 ) ( 級・度 )	
	申込児童以外の出産			令和 年 月 日 出産 (予定)
ひとり親 家庭	理由	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 離婚 (令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 離婚調停中 (令和 年 月 日から) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	交流の状況	同居の有無 → 無 ・ 有		
	その他	①婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者 → 無 ・ 有 ②婚姻予定者 → 無 ・ 有		
児童の状況				
保育状況	<input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 認可 <input checked="" type="checkbox"/> 認証 <input checked="" type="checkbox"/> 無認可 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> ベビーシッター <input type="checkbox"/> その他 ( )			
健康状態	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態は良好です。 <input type="checkbox"/> 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどがある場合 → 別紙「健康状態調査書」をご記載ください。			
兄弟姉妹同時申請	<input checked="" type="checkbox"/> 兄弟姉妹の申し込みをしている → 別紙「兄弟姉妹入所(転園)条件確認表」をご記載ください。			
該当者のみ	<p>下記項目を☑した場合、利用調整の順位が下がります。</p> <p><input type="checkbox"/> 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。(育児休業の延長を希望する。)</p> <p>【☑した場合の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が育児休業中の場合のみ、この取り扱いを希望できます。</li> <li>保育の必要性を証明する書類(就労証明書等)の提出は不要です。</li> <li>基本指数・調整指数・優先順位が適用されなくなります。</li> <li>利用調整の結果、入所保留となった場合、保留通知書が発行されます。</li> </ul> <p>ただし、転入予定の方は、必ず利用希望月の前月末までに転入するとともに、転入後、中央区民として再申請する必要があります。この手続きが利用希望月の前月末までに行われない場合、保留通知書は発行されません。</p> <p>必ず「令和6年度保育園のご案内」35ページをご確認ください。</p>			

受託証明書などが添付されていない場合は加点の対象にはなりません。

## 2 子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届

第7号様式（第16条関係）  
第7号様式（第6条関係）  
第10号様式（第9条関係）

変更認定申請書

子どものための教育・保育給付認定

申請内容変更届

(宛先) 中央区長

令和 6 年 4 月 28 日

(宛先) 中央区福祉事務所長

保護者 住 所 中央区 築地 1-1-1-601  
氏 名 中央三郎  
個人番号 ○○○○ △△△△ ××××  
電 話 090 (○○○○) ××××  
生年月日 昭和・平成 ●●年●●月●●日  
〔法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに子どもの住所〕

変更の認定を申請します。

下記のとおり教育・保育給付認定の

申請内容を変更する必要が生じたので届け出ます。

記

児 童 名	支給認定証番号	生年月日
	個 人 番 号	
ふりがな ちゅうおう はなみ 中央 花美	10000●●●●● 98765432●●●●●	平成 令和 4 年 1 月 1 日
ふりがな		平成 令和 年 月 日
ふりがな		平成 令和 年 月 日
(変更事項)		
<input type="checkbox"/> 区分 <input type="checkbox"/> 幼稚園又は認定こども園（午前9時～午後2時）を希望 <input type="checkbox"/> 保育園又は認定こども園（最大午前7時30分～午後6時30分）を希望		
<input type="checkbox"/> 保育必要量（※） <input type="checkbox"/> 保育標準時間→保育短時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間→保育標準時間		
<input type="checkbox"/> 有効期間		
<input type="checkbox"/> 利用者負担額		
(変更理由)		
<input type="checkbox"/> 就労（勤務先：）		
<input type="checkbox"/> 勤務時間（時 分から 時 分まで）		
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産（出産予定日：令和 年 月 日）		
<input checked="" type="checkbox"/> 復職（復職（予定）日：令和 6 年 4 月 27 日）		
<input type="checkbox"/> 疾病・負傷・障害		
<input type="checkbox"/> 介護・看護		
<input type="checkbox"/> 災害復旧		
<input type="checkbox"/> 求職		
<input type="checkbox"/> 学校等に在学・職業訓練（通学先等：）		
<input type="checkbox"/> その他（）		

※保育必要量

- ・保育標準時間 保育を提供する時間が午前7時30分から午後6時30分まで
- ・保育短時間 保育を提供する時間が午前9時から午後5時まで



いつから変更になるか  
必ず記載してください

変更事項

住所

氏名

父母の状況

家族構成

希望園

その他

### (変更後)

#### 6月から以下のとおり変更

(※利用調整への反映は、提出期間に対応する希望月からです。)

・中央区築地1-1-1-601

・母が就労を開始した  
(※別途母の復職済の就労証明書が必要です。)

第一希望 ◎◎保育園

第二希望 □□保育園 のみにする

(※希望の順位と保育園名を省略せず明記してください。)

・子どもを無認可保育施設に預けた  
(※別途お子さんの受託証明書が必要です。)

・〇月〇日付で新職場に採用された  
(※別途就労証明書の提出が必要です。)

・延長保育を〇月から利用しない  
(※解除を希望する月の前月末日までに必ずご提出ください。)

・〇月〇日 **結婚 離婚**

### (変更前)

・中央区晴海1-1-1-111

・母育児休業中

・第一希望 ◎◎保育園

第二希望 □□保育園

第三希望 △△保育園

(※変更後が明記されていれば、省略可)

・子どもは母が自宅で保育

・〇月〇日付で前職場を退職  
(※転職の場合も前職場の退職日を必ず明記してください)

### 3 就労証明書

#### 就労証明書

区処理欄

中央区長・中央区福祉事務所長 宛

※本証明書は、保護者本人ではなく、保護者の就労先事業者等にて作成してください。

① 証明書発行事業所名	株式会社〇〇〇〇	⑤ 証明日	西暦 2023 年 10 月 2 日
② 証明書発行事業所住所	中央区築地〇-〇-〇	⑥ 記載内容の問い合わせ先	担当部署 人事部〇〇課 担当者名 築地 花子 電話番号 03 - 0000 - ××××
③ 証明書発行責任者氏名	中央 太郎		
④ 証明書発行責任者役職	人事部長		

下記の内容について、事実であることを証明いたします(ただし、発行者が証明日時時点で把握している情報に限る)。  
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄	
1	フリガナ	しんとみ つきこ	
	本人氏名	新富 築子	
	本人住所	中央区築地1-1-1	
本人の就労状況・就労先(就労予定先の場合も含む)に関する項目			
2	就労状況・予定	<input type="checkbox"/> 就労中 <input checked="" type="checkbox"/> 産休・育休中 <input type="checkbox"/> 就労予定(転職内定含む) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
3	主な就労先事業所名 ※①と異なる場合は記入	株式会社〇〇〇〇 銀座支店	
4	主な就労先住所 ※②と異なる場合は記入	中央区銀座〇-〇-〇	
本人との契約(雇用契約等・就労に関する契約)・就業規則の内容に関する項目 ※実際に働いた時間や支給された給与の額ではなく、雇用契約・就業規則の内容に関する事項を記載してください。			
5	就労形態	<input type="checkbox"/> 役員・自営業主 <input type="checkbox"/> 役員(会社の取締役・監査役、法人の理事等) <input type="checkbox"/> 自営業主(個人事業主) <input checked="" type="checkbox"/> 被用者 <input checked="" type="checkbox"/> 正規の職員・従業員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約・嘱託社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	働き方	<input checked="" type="checkbox"/> 固定の労働時間制 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制 <input type="checkbox"/> フレックスタイム制 <input type="checkbox"/> 事業場外労働のみな労働時間制 <input type="checkbox"/> 裁量労働制 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
6	就労日数	一月当たり 20 日 ・ 一週当たり 5 日	
7	就労時間 ※休憩時間含む	月 160 時間 0 分 週 40 時間 0 分 ※月当たりの平均	
		日 8 時間 0 分 ※月当たりの平均	
8	就労時間帯 ※フレックスタイム制、裁量労働制の場合は標準的な就労時間帯を記入	時間帯① 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 時間帯② 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 時間帯③ 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
	就労日	時間帯① <input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期	
		時間帯② <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期	
時間帯③ <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期			
	備考		
10	雇用(予定)期間等 ※契約締結日ではなく、就労開始(予定)日を記入 ※有期の者は終期も記入	雇用契約状況 <input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	
		就労開始(予定)日(入社日等、働き始めた日) ~ 契約満了日(有期の場合は記載)	
		2006 年 4 月 1 日 又は <input type="checkbox"/> 保育所等入所次第 ~ 年 月 日	
	満了後の更新の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(見込み) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定		
本人の就労実績に関する項目 ※実績(就労予定等で実績がない場合は、今後の就労見込み)を記載してください。			
11	直近の 就労実績	年・月 i 2022 年 1 月 ii 2022 年 2 月 iii 2022 年 3 月	
		就労日数 ※有給休暇含む	23 日 21 日 20 日
		労働時間 ※休憩・残業時間含む	204 時間 0 分 198 時間 0 分 200 時間 0 分
		残業実施日数	10 日 15 日 20 日
		残業時間	20 時間 0 分 30 時間 0 分 40 時間 0 分
	給与支給実績	〇〇〇〇〇〇 円 〇〇〇〇〇〇 円 〇〇〇〇〇〇 円	
	※賞与一時金、通勤手当を除いた給与額(税・社会保険等の控除前金額) →		

10章

記入例



育児に関する休業・短時間勤務制度に関する項目				
12	産前・産後休業の取得(予定)期間	<input type="checkbox"/> 取得予定	年 月 日 ~ 年 月 日	
		<input checked="" type="checkbox"/> 取得中	2022年 4月 23日 ~ 2022年 7月 31日	
13	育児休業の取得(予定)期間	種別 <input type="checkbox"/> 法定 <input type="checkbox"/> 企業独自		
		<input type="checkbox"/> 取得予定	年 月 日 ~ 年 月 日	
		<input checked="" type="checkbox"/> 取得中	2022年 8月 1日 ~ 2024年 3月 31日	
入所が内定した場合の育児休業の短縮可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否		
14	復職(予定)日	2024年 4月 1日 ※証明書発行事業所で育児休業等を取得中等の場合に限る		
15	育児のための短時間勤務制度の利用をはじめとした勤務体制の変更(変更中・変更予定)	勤務体制の変更(予定)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		体制変更要因	<input checked="" type="checkbox"/> 育児短時間勤務制度利用 <input type="checkbox"/> 育児以外の休業からの復職による変更 <input type="checkbox"/> 雇用形態の変更 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		勤務体制の変更(予定)期間	2024年 4月 1日 ~ 2026年 3月 31日	
		変更後の就労時間帯	時間帯①	9時 0分 ~ 16時 0分 (うち休憩時間 60分)
		時間帯②	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
		時間帯③	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
保育士等(保育士、幼稚園教諭又は保育教諭)としての勤務実態の有無				
16	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無	勤務先施設等種別 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 地域型保育を行う事業所 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
備考				
備考		2024年4月1日に復職予定		
中央区追加項目				
本人の就労状況、就労先(就労予定先の場合も含む)に関する項目				
18	就労状況・予定②	単身赴任	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
			期間	赴任開始日(赴任予定日) ~ 赴任終了日 ※未定の場合は記載不要 年 月 日 ~ 年 月 日
			赴任(予定)地	
本人との契約(雇用契約等、就労に関する契約)・就業規則の内容に関する項目 ※実際に働いた時間や支給された給与の額ではなく、雇用契約・就業規則の内容に関する事項を記載してください。				
19	就労形態②	給与形態 <input type="checkbox"/> 年俸 <input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> その他 ( )	金額 ○○○○○○円	

(※事業者証明欄はここまで)

※就労証明書様式の記載要領は中央区ホームページの「記載要領」シートを参照してください。  
※国指定のB様式のため、項目17について、中央区では削除しています。

※注意事項※

- 以下に該当する方は、添付書類が必要です。
  - ・派遣社員として勤務する方 **P14を参照**  
この就労証明書の他に直近の「労働者派遣契約書」または「就業条件明示書」の写しを添付してください。
  - ・「5 就労形態」で「役員(会社の取締役・監査役・法人の理事等)」「自営業主(個人事業主)」「自営業専従者」「家族従業者」の項目にチェックが入っている方 **P15を参照**  
事業を営んでいることを証明する書類(営業証明)の添付が必要です。添付書類の詳細については、保育園のごあんない又は中央区ホームページ「認可保育所 利用案内」をご確認ください。  
(事業を営んでいることを証明する書類(営業証明)の提出が無い場合や不足している場合は、利用調整の指数を2点減算します。また、勤務実績と収入実績に整合性がとれない場合も同様とします。妊娠・出産や疾病などの理由により、勤務時間の減少があった場合や、開業直後などで収入が無かった場合は、任意の用紙にその状況を具体的に記載してください。)
  - ・月極延長保育の利用を希望する方、又は現在利用している方 **P18を参照**  
直近3か月分の会社を退職した時間がわかる書類を添付してください(詳しくは、中央区ホームページの「延長保育を希望する方へ」をご覧ください。)
- この証明書は、保育入所事務、認定事務のための書類です。それ以外には使用しませんので、すべて正確にご記載ください。
- 上記の内容について、問い合わせることがあります。ご協力をお願いします。
- 記載に不備がある場合は、利用調整などに影響を及ぼす場合があります。記載漏れがないようご確認の上、ご提出ください。
- 記載内容が事実と異なる場合は、入所(転園)内定の取消または退園となります。

中央区ホームページ

認可保育所 利用案内



延長保育を希望する方へ



《問い合わせ先》中央区福祉保健部保育課保育入園係 電話 03(3546)5227・5387・9587 (平日 8:30~17:00)

本冊子における注意事項

1 年表示について

本冊子に記載している年表示は元号「平成」「令和」を使用しています。  
西暦に置き換える場合は以下のとおりになります。

平成30年……………2018年  
平成31年・令和元年……2019年  
令和 2年……………2020年  
令和 3年……………2021年  
令和 4年……………2022年  
令和 5年……………2023年  
令和 6年……………2024年  
令和 7年……………2025年

2 本冊子の掲載内容に変更が生じた場合について

本冊子の掲載内容に変更(追加・訂正・削除など)が生じた場合には  
中央区ホームページなどでお知らせしますので、ご覧ください。







令和6年度

保育園のごあんない